

岐阜市多文化共生推進基本計画

–たぶんかマスターPLAN 2025～2029–

(案)

令和 7 (2025) 年 月

岐 阜 市

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	7
3 計画の策定体制	8

第2章 岐阜市における現状と課題

1 在住する外国人の現状	9
2 外国人市民の意識	16
3 日本人市民の意識	26
4 ヒアリング調査等における主な意見	30
5 課題のまとめ	32

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	35
2 重点目標と計画の方向性	36
3 計画に基づく多文化共生社会推進のイメージ図	37
4 計画の構成	38

第4章 施策の展開

1 わかりやすい情報発信と学びの環境の充実	40
2 外国人市民が安心して暮らすことができる生活環境の整備	45
3 日本人市民と外国人市民がともに担い手となる地域社会の構築	52
4 数値目標	57

第5章 計画の推進

1	岐阜市多文化共生推進会議の設置	58
2	外国人市民の意見聴取	58
3	庁内推進体制	58

資料

計画策定の経過	59
岐阜市多文化共生推進会議規則	60
多文化共生推進リーダー設置要領	62

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の経緯

多文化共生とは「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と総務省の「多文化共生の推進に関する研究会報告書」(平成18(2006)年)で定義されています。

総務省は、外国人を地域社会の構成員として位置づけ、多文化共生の地域づくりの推進が必要であるとし、平成18(2006)年3月に「地域における多文化共生推進プラン」を策定しました。このプランでは、地域における多文化共生の意義や地域における多文化共生施策の基本的な考え方が示され、各自治体が多文化共生の推進に関する指針や計画を策定する契機となりました。

本市では、平成22(2010)年に「岐阜市多文化共生推進等基本計画」を、平成27(2015)年に「岐阜市多文化共生推進基本計画－たぶんかマスターplan 2015～2019－」を、令和2(2020)年に「岐阜市多文化共生推進基本計画－たぶんかマスターplan 2020～2024－」を策定し、多文化交流プラザの設置、外国人市民向け生活相談窓口の開設、岐阜市外国人向け生活情報ホームページの作成、岐阜市多文化共生推進会議の設置など、多文化共生社会の実現に向けた取組を推進してまいりました。

「岐阜市多文化共生推進基本計画－たぶんかマスターplan 2020～2024－」の策定以降、国においては、少子高齢化による人口減少と深刻な人手不足を背景に、特定技能2号の対象分野が追加(令和5(2023)年8月)され、新制度「育成労」の創設に向けた出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)などの改正法が可決され成立する(令和6(2024)年6月)など、外国人の受入を拡大・促進する施策が打ち出されました。

また、法務省出入国在留管理庁によると、令和5(2023)年末現在、日本に在留する外国人は341万992人と、前年に比べ33万5,779人(10.9%)増加しました。一方、総務省統計局によると、令和5(2023)年10月1日現在、我が国の日本人人口は前年に比べ83万7千人の減少となり、12年連続で減少幅が拡大しています。

こうした状況のなか、本市においても、外国人住民数及び外国人住民が人口に占める割合は増加することが予想され、今後、より一層、日本人市民と外国人市民がともに活躍できるまちづくりを推進することが求められます。このような背景や本市の現状を反映した施策を実施するため、「岐阜市多文化共生推進基本計画－たぶんかマスター・プラン 2025～2029－」を策定することとしました。

(2) 多文化共生推進に係る国の動向

我が国で、「多文化共生社会」という言葉が使われはじめたのは1990年前後からです。入管法の改正によりブラジル・ペルー等からの日系人が増加した平成2（1990）年以降の国における多文化共生推進に係る施策等の動向を概観します。

＜在留資格の創設＞

- 平成2（1990）年、改正入管法の施行により、「定住者」の在留資格が創設され、これによって日系3世までに就労可能な地位が与えされました。



＜技能実習制度の創設＞

- 平成5（1993）年、「技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成5年法務省告示第141号）により、在留資格「特定活動」の一類型として技能実習制度が創設されました。



＜阪神・淡路大震災を契機とした多文化共生の推進＞

- 平成7（1995）年の阪神・淡路大震災における市民団体・ボランティア団体による被災外国人への支援を通して、多言語化や多文化共生の必要性が知られるようになりました。



＜多文化共生政策の必要性＞

- 平成11（1999）年度には、法務省が第2次入国管理基本計画を策定し、その中で「外国人に対する社会の意識・関心が高まり、その数的増加と活動範囲の拡大に伴い、今後、我が国社会において日本人は外国人とどのように共存していくのかについて将来像を示すことが、出入国管理行政に求められるようになってきている」と明示しています。

↓

＜地域における多文化共生推進プランの策定＞

○平成18（2006）年3月には、総務省が、各自治体における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定を促すため、「地域における多文化共生推進プラン」を策定しました。このプランでは、地域における多文化共生の意義や地域における多文化共生施策の基本的な考え方が示されており、市区町村の役割は、多文化共生の推進に関する指針・計画を作成した上で、外国人住民を直接支援する主体としての取組みを行うこととされています。

↓

＜経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士受入れ＞

○平成20（2008）年には、経済連携協定（EPA）に基づき、インドネシアからの看護師・介護福祉士候補者の受入れが開始され、翌平成21（2009）年にはフィリピン、平成26（2014）年にはベトナムへと拡大されました。

↓

＜「技能実習」在留資格の付与＞

○平成22（2010）年7月には、改正入管法の施行により技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることとなりました。

↓

＜外国人住民に対する住民基本台帳制度の適用＞

○平成24（2012）年には、外国人登録制度が廃止されるとともに、新たな在留管理制度が導入されました。これに伴い、日本人と同様に外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となりました。

↓

＜高度人材に対するポイント制による優遇制度＞

○平成24（2012）年、高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度が開始されました。

↓

＜在留資格「高度専門職」の創設＞

○平成27（2015）年4月、改正入管法の施行により、高度外国人材に特化した在留資格（「高度専門職1号」「高度専門職2号」）が創設されました。「高度専門職2号」は在留期間が無期限となりました。

＜外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行＞

- 平成29（2017）年11月、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（略称：技能実習法）が施行となりました。これにより技能実習の受け入れ期間を最長3年から5年に延長するほか、外国人を低賃金で酷使するなどの不正を防ぐため、受入れ団体や企業を監視する監督機関「外国人技能実習機構」が設置されることとなりました。さらに、この法律の施行にあわせ、入管法の一部が改正され、外国人技能実習制度の対象職種に「介護」が追加されました。

＜外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策＞

- 平成30（2018）年12月、国は、外国人材の受け入れ・共生のための取組を、包括的に推進していく観点から、「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめました。

＜在留資格「特定技能」の創設＞

- 平成31（2019）年4月、改正入管法の施行により、深刻な人手不足に対応するため、介護や外食業、宿泊など14の特定産業分野において一定の専門性・技能を有する外国人材を受入れるための在留資格「特定技能」が創設されました。なお、「特定技能2号」（令和元（2019）年10月現在、建設、造船・舶用工業の2分野）では、配偶者及び子に対し在留資格を付与することが可能です。

＜日本語教育の推進に関する法律の施行＞

- 令和元（2019）年6月、外国人の労働者や留学生、児童・生徒らに対し、日本語教育を受ける機会を最大限に確保することを基本理念とし、日本語教育について国と地方自治体の責務を定めた「日本語教育の推進に関する法律」（略称：日本語教育推進法）が施行されました。

＜日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針＞

- 令和2（2020）年6月、国は、「日本語教育の推進に関する法律」第10条第1項に基づき、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を策定しました。



＜地域における多文化共生推進プランの改訂＞

- 令和2（2020）年9月、外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動きなどの社会経済情勢の変化を踏まえて改訂され、多文化共生を推進する今日的意義として「多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築」、「外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献」、「地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保」等が示されました。



＜地域における日本語教育の在り方について＞

- 令和4（2022）年11月、文化審議会国語分科会は、地域日本語教育施策の充実に向けた基本的な考え方、方向性等について取りまとめました。



＜特定技能2号の対象分野の追加＞

- 令和5（2023）年8月、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の9分野と、造船・舶用工業分野のうち溶接区分以外の業務区分全てが新たに特定技能2号の対象とされました。



＜特定技能の受け入れ見込数の再設定及び対象分野等の追加＞

- 令和6（2024）年3月、閣議決定により、特定技能制度における令和6年4月から向こう5年間の各分野の受け入れ見込数が再設定されました。また、対象分野に自動車運送業、鉄道、林業、木材産業の4分野を新たに追加、工業製品製造業分野、造船・舶用工業分野、飲食料品製造業分野の3つの既存の分野に新たな業務を追加等することとしました。



＜育成就労制度の創設＞

○令和6（2024）年6月、技能実習制度に代わる育成就労制度を創設する入管法などの改正法が参議院本会議にて可決され成立しました。

►本計画の用語について

【多文化共生】

「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」
総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」（平成18（2006）年3月）より

【外国人市民】

本市に在住・在勤・在学する外国籍を有する人だけでなく、外国にルーツを持つ人なども含めます。なお、統計上、本市に住民票のある外国籍を有する人を「外国人住民」とします。

【日本人市民】

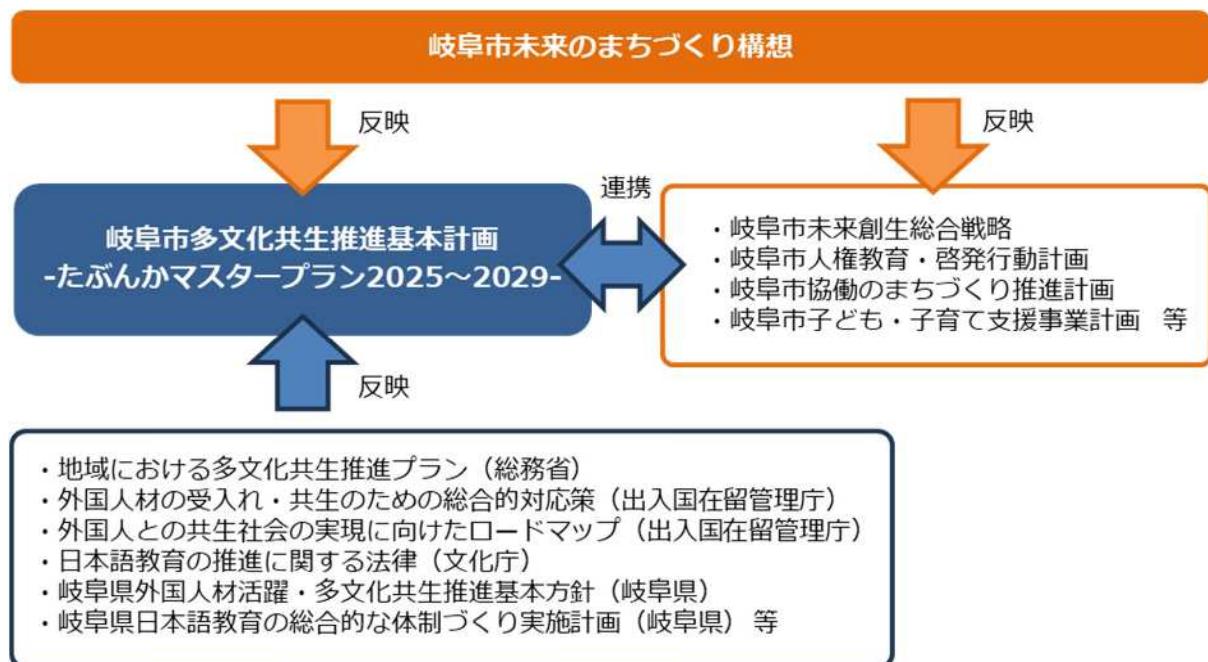
「外国人市民」に対応する表現として、外国人市民以外の市民を「日本人市民」とします。

2 計画の位置づけ

本市は、令和3年度に、2040年頃を見据えたまちづくりの総合的な方針である「岐阜市未来のまちづくり構想」を策定しました。この「岐阜市未来のまちづくり構想」に掲げる将来像「人がつながる 創造が生まれる しなやかさのあるまち」、まちづくりの方向性の一つである「ちがいを大事にして生きる力に変えるまちへ」の実現にむけて本計画を展開していきます。

また、本計画の策定にあたっては、国の「地域における多文化共生推進プラン」や「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」をはじめとする関連計画等との整合性を図りました。

なお、本計画は、2015年の国連サミットにおいて採択され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために設定されたSDGs (=Sustainable Development Goals ※持続可能な開発目標) の達成につながるものです。本市では、岐阜市オリジナルSDGsロゴマークを作成し、市民の皆さんや、地域団体、学校、企業など、たくさんのパートナーと協力して、SDGsの達成に向けた取組を進めています。



3 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、基礎調査として、日本人市民及び外国人市民を対象としたアンケート調査を実施するほか、市内日本語学校や日本語ボランティア教室等へのヒアリング調査を実施することにより、外国人市民の生活について現状把握をするとともに、多文化共生の取組について意見を聴取しました。

また、計画の内容については、日本人市民と外国人市民の相互の観点から本市の多文化共生施策について協議する場として令和3（2021）年に設置した「岐阜市多文化共生推進会議」から意見を聴取しました。

このほか、計画素案についてパブリックコメントを実施することで、広く市民の意見を聴取し、市民意見の反映に努めました。



第2章 岐阜市における現状と課題

1 在住する外国人の現状

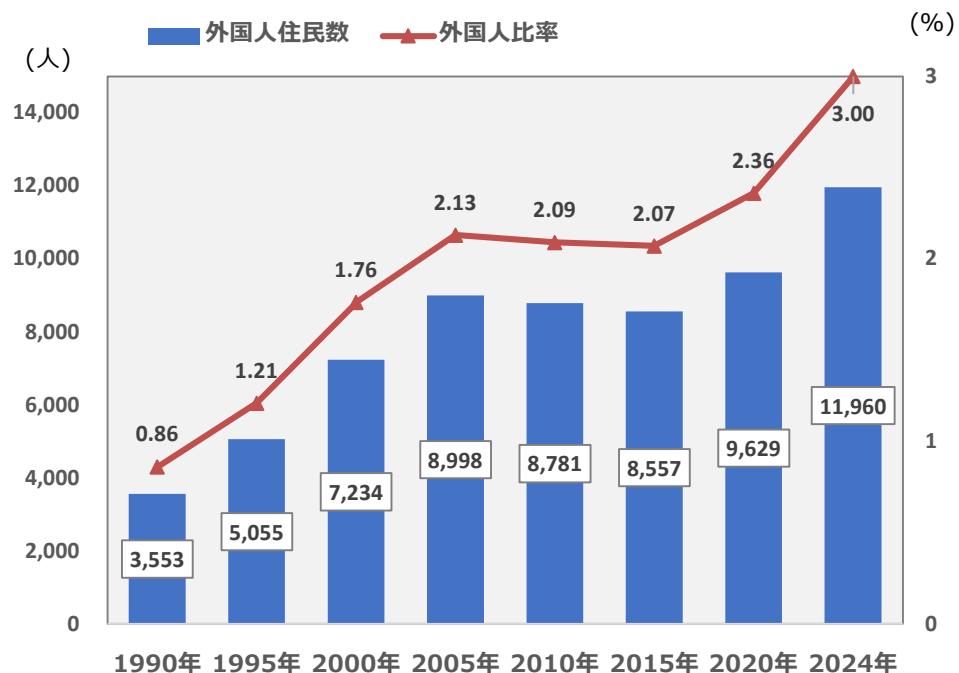
(1) 岐阜市における外国人住民数と外国人比率の推移

平成2(1990)年に3,553人であった岐阜市における外国人住民数は令和6(2024)年12月末現在11,960人、外国人比率(総人口に占める外国人の割合)は3.00%です。

これは、令和5(2023)年末の全国の外国人比率2.74%（出入国在留管理庁 2024年版「出入国在留管理」（令和6（2024）年12月）より）より高い水準となっています。

「特定技能」の対象分野の拡大や育成就労制度の創設等により、今後も外国人住民の増加が見込まれます。

図表2-1 岐阜市における外国人住民数と外国人比率の推移



資料：岐阜市ぎふ魅力づくり推進部国際課調（各年12月31日現在）

(2) 地区別の外国人比率

地区別の外国人比率をみると、岐阜大学があり、留学生の多い黒野地区が最も高く7.02%となっていますが、本市の外国人住民は比較的散在しているといえます。

図表2-2 地区別外国人比率上位10地区

順位	地区名	外国人比率	人数(人)
1	黒野	7.02%	770
2	日置江	6.55%	308
3	茜部	5.55%	787
4	明徳	5.21%	147
5	三里	4.99%	715
6	木之本	4.56%	252
7	長森西	4.52%	419
8	徹明	4.42%	237
9	市橋	3.99%	626
10	梅林	3.91%	233

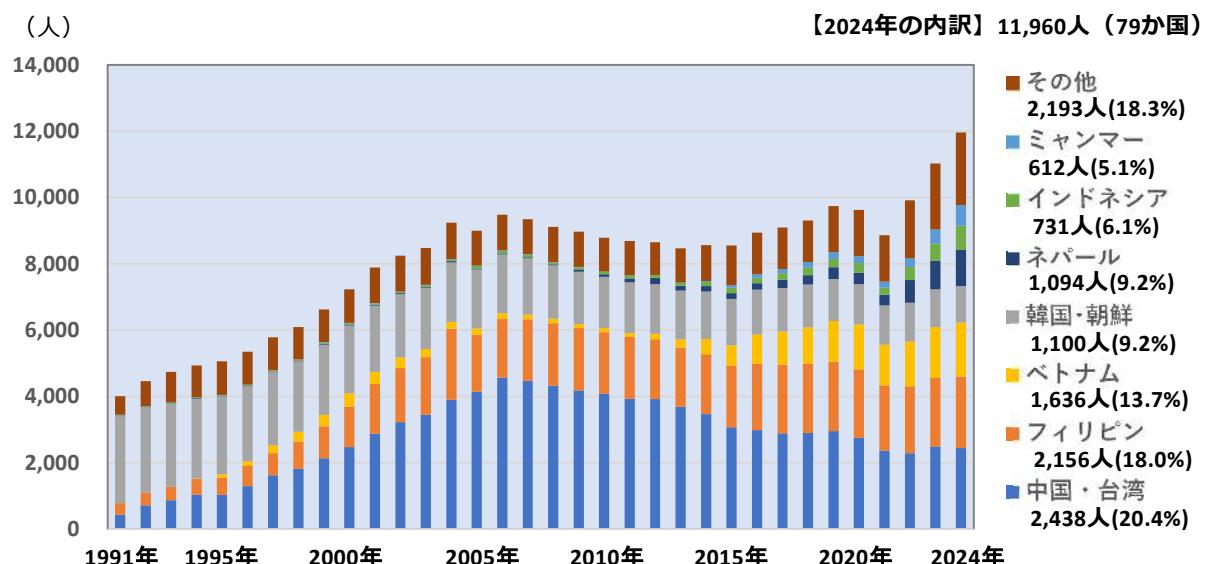
資料：岐阜市ぎふ魅力づくり推進部国際課調
(2024年12月31日現在)

(3) 外国人住民の国籍

令和6(2024)年12月末現在の外国人住民の国籍をみると、中国・台湾が20.4%と最も高く、次いでフィリピンが18.0%、ベトナムが13.7%、韓国・朝鮮が9.2%などとなっています。

平成2(1990)年までは、いわゆるオールドカマーといわれる在日の韓国・朝鮮人が多数を占めていましたが、技能実習制度導入により中国人、フィリピン人も急増しました。また、平成22(2010)年に在留資格「技能実習」が設けられてからはベトナム人が増加しています。その他、ネパール、インドネシア、ミャンマーをはじめ70か国以上の人々が暮らしており、本市の外国人住民の多国籍化が進んでいます。

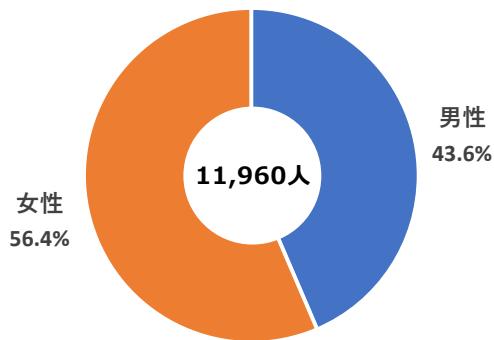
図表2-3 外国人住民数の国籍別推移



(4) 外国人住民の性別

令和6(2024)年12月末現在の外国人住民の性別をみると、女性が56.4%と約6割を占めています。

図表2-4 外国人住民の性別



資料：岐阜市ぎふ魅力づくり推進部国際課調
(2024年12月31日現在)

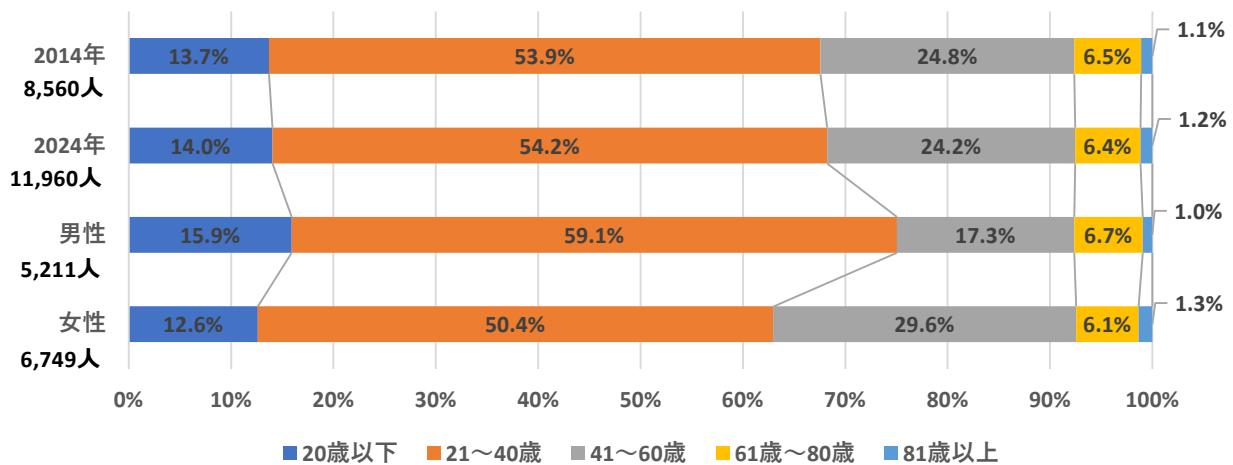
(5) 外国人住民の年齢

令和6(2024)年12月末現在の年齢別外国人住民の割合は、21～40歳が50%以上を占め、次いで41～60歳が24.2%、20歳以下が14.0%、61歳以上は7.6%となっており、40歳以下の若い人が60%以上となっています。性別をみると、男女とも21～40歳が50%以上を占めており、次いで41～60歳が多くなっています。

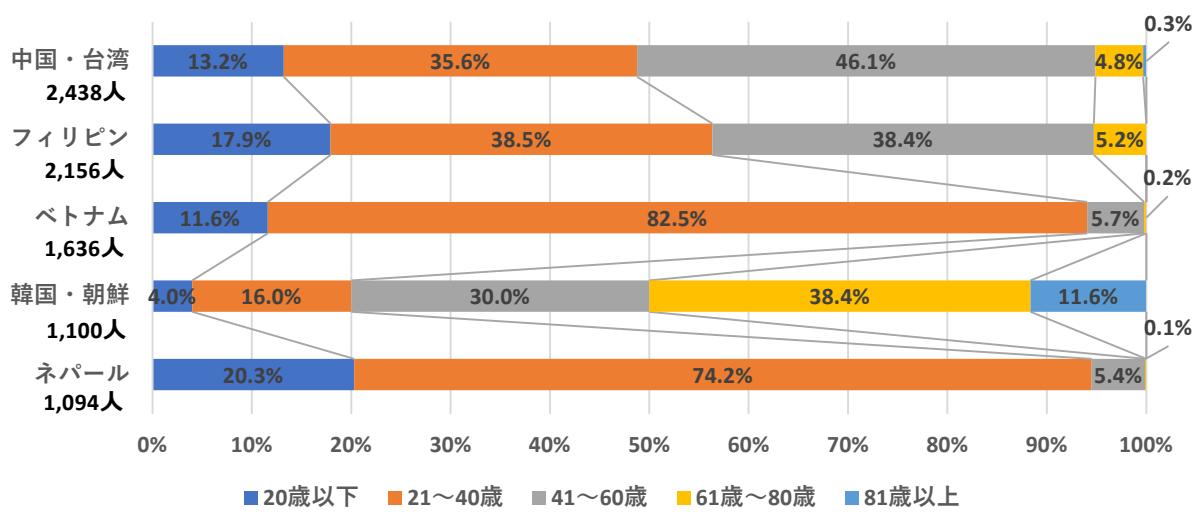
また、2014年からの推移をみると、この10年間でどの年齢層もほとんど変化はありませんが、41～60歳が0.6ポイント低下する一方で、40歳以下の年齢層は微増しています（図表2-5）。

さらに主な国籍別にみると、フィリピン、ベトナム、ネパールは21～40歳が最も高くなっています。特にベトナムとネパールは21～40歳が70%を超えており、40歳以下が94%以上を占めています。一方、中国・台湾と韓国・朝鮮は41歳以上が50%以上を占めています（図表2-6）。

図表2－5 外国人住民の年齢構成



図表2－6 外国人住民の主な国籍別年齢構成

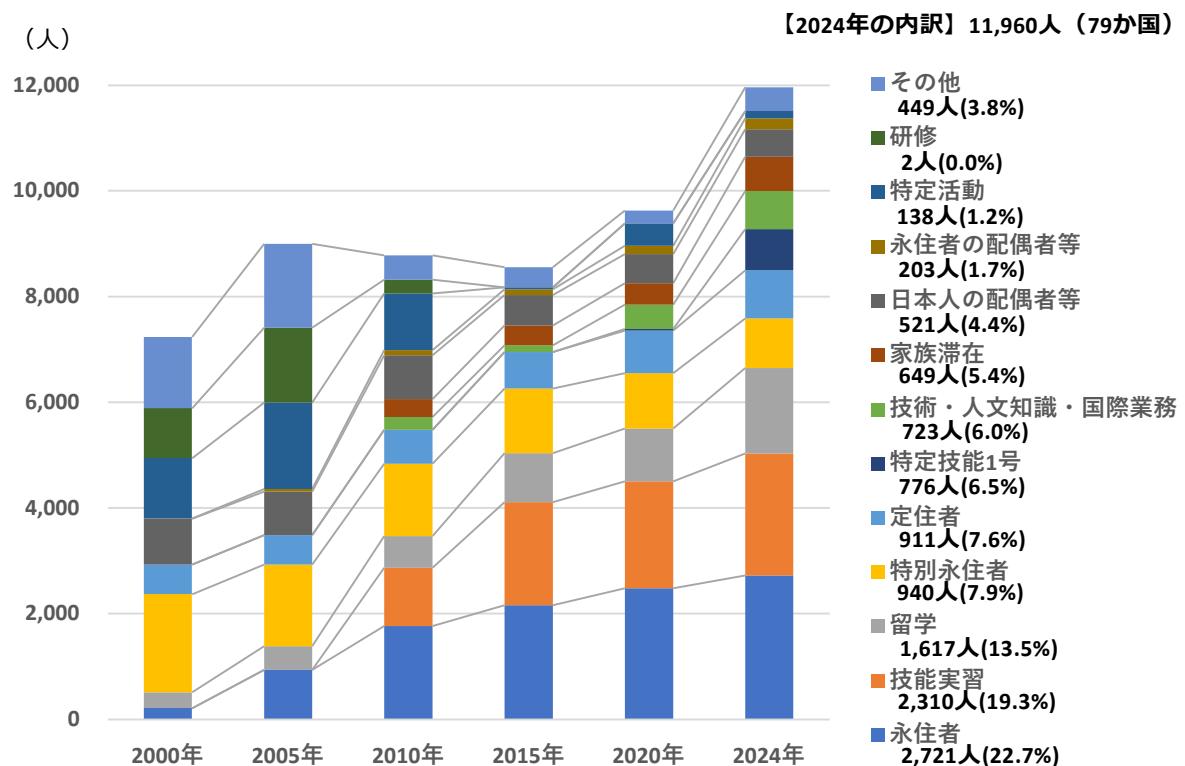


(6) 外国人住民の在留資格

令和6(2024)年12月末現在の外国人住民の在留資格の内訳は、「永住者」が22.7%と最も高く、次いで平成22(2010)年から制度化された「技能実習」が19.3%、「留学」が13.5%、「特別永住者」が7.9%などとなっています。これまでの推移をみると、技能実習生や留学生が増加する一方、永住者など身分に基づく在留資格の外国人住民も増加しています(図表2-7)。

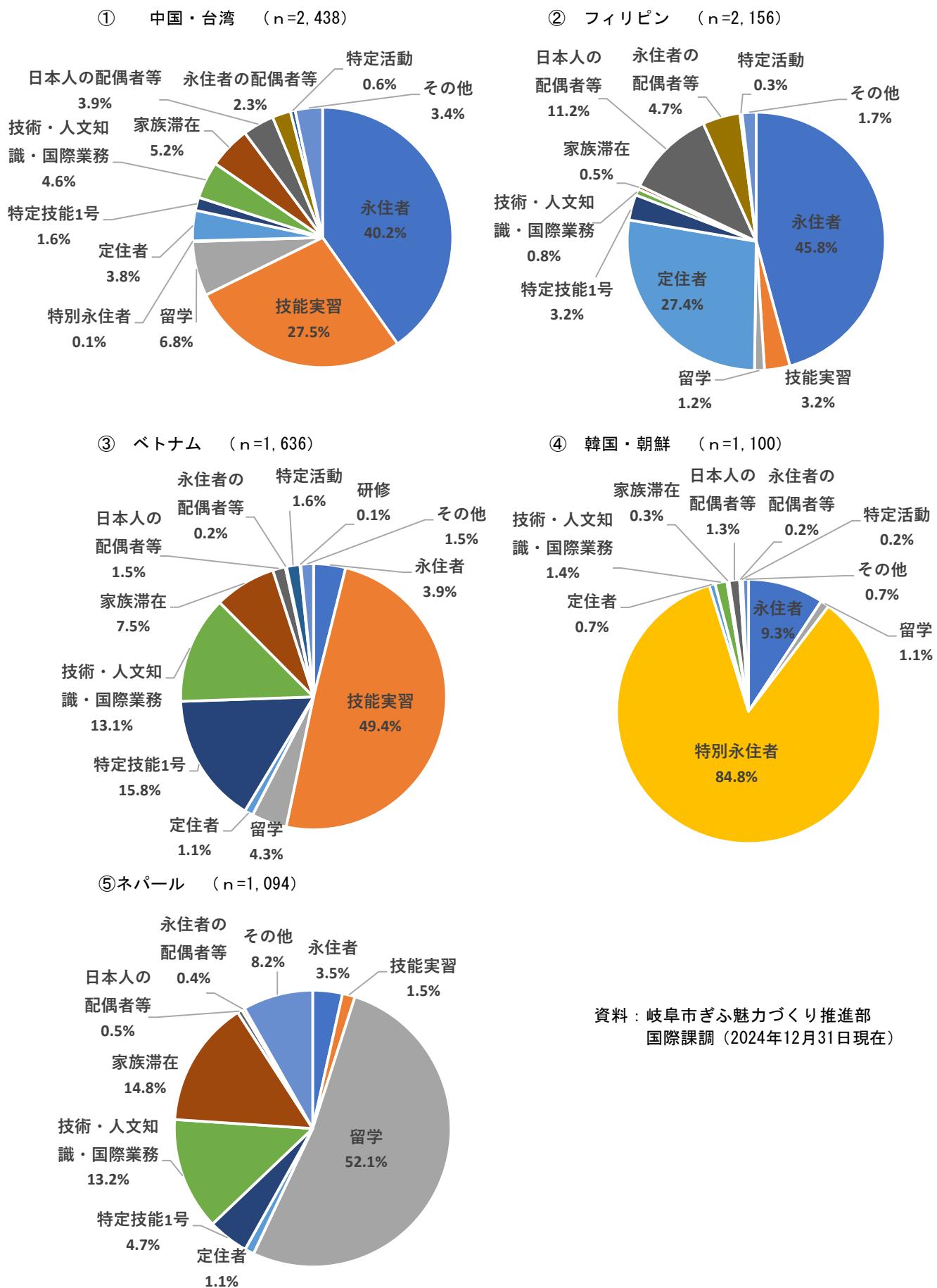
主な国籍別にみると、中国・台湾、フィリピンは「永住者」、ベトナムは「技能実習」、韓国・朝鮮は「特別永住者」、ネパールは「留学」が最も高くなっています。また、中国・台湾の「技能実習」、フィリピンの「定住者」も、20%台の高い水準となっています(図表2-8)。

図表2-7 外国人住民数の在留資格別推移



資料：岐阜市ぎふ魅力づくり推進部国際課調 (各年12月31日現在)

図表2-8 外国人住民の主な国籍別在留資格内訳



資料：岐阜市ぎふ魅力づくり推進部
国際課調 (2024年12月31日現在)

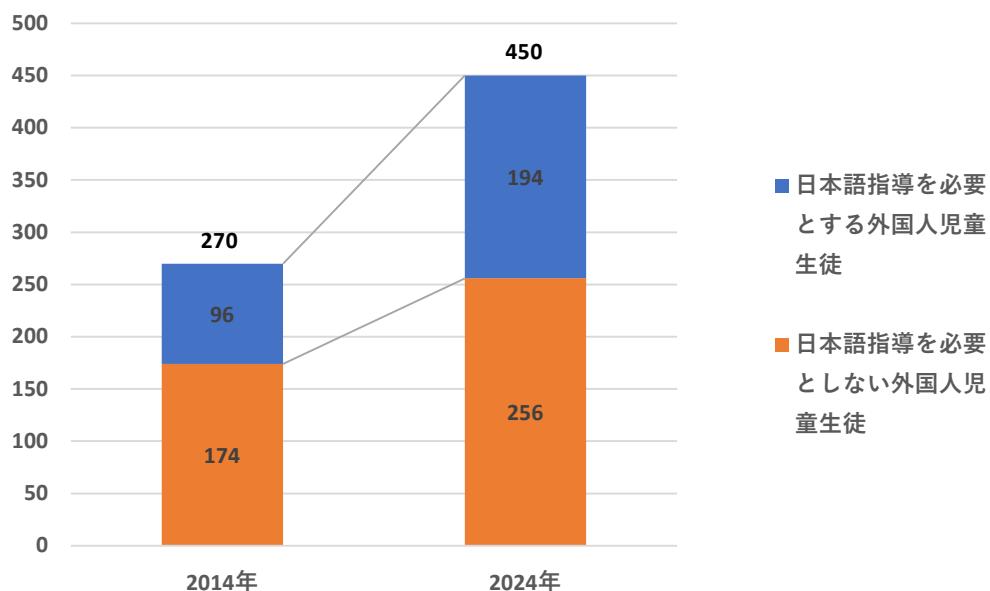
(7) 外国人児童生徒

令和6(2024)年12月末現在の外国人児童生徒数は450人となっており、10年前と比較すると約1.7倍になっています。また、そのうち日本語指導が必要な児童生徒数は、194人となっており、この数は全体の約43%になります。

外国人住民の滞在長期化に伴い、今後も外国人児童生徒は増加傾向にあることが予想されます。

図表2-9 外国人児童生徒数と日本語指導を必要とする外国人児童生徒数の推移

(人)



資料：岐阜市教育委員会学校指導課調（各年12月31日現在）

2 外国人市民の意識

本計画策定のため、外国人市民へのアンケート調査を実施しました。以下はアンケート調査についての分析結果です。

＜調査方法・回収結果＞

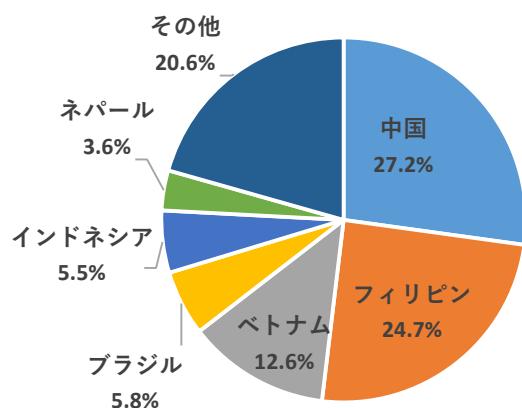
調査対象者	岐阜市に1年以上住んでいる18歳以上の外国人住民であって、在留資格が「特別永住者」でない人
調査票の配布・回収	郵送・WEB
調査期間	令和5(2023)年10月25日～令和5(2023)年11月30日
配布数	1,500(宛名不明返送分:16)
回収数	370
回収率	24.93%

(1) アンケート調査回答者の属性

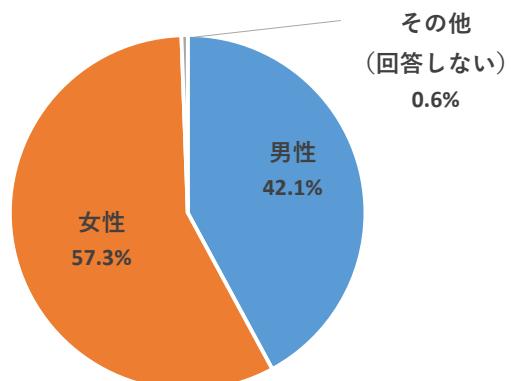
アンケート調査回答者の属性は次のとおりです。

図表2-10 回答者の属性

① 国籍 (n=364)

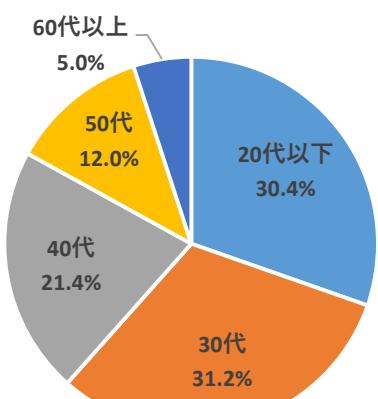


② 性別 (n=361)

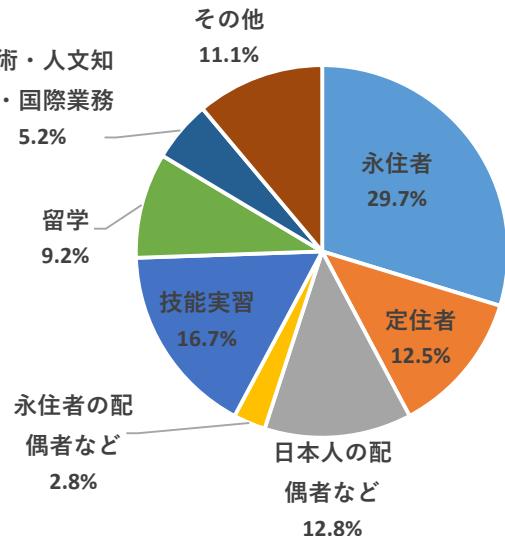


※図表中「n」とあるのは、アンケート調査の回答者数を表します。以下同じ。

③ 年代 (n=359)



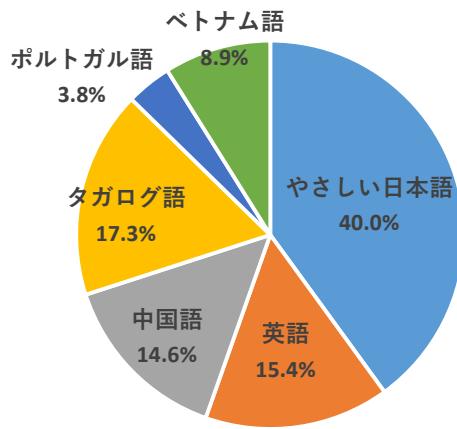
④ 在留資格 (n=360)



(2) 回答方法

本調査は「やさしい日本語」、英語、中国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語の調査票を使用しました。回答者の国籍は様々で、それぞれ母語も異なる中、回答言語に「やさしい日本語」を選択した回答者は4割を占めています。

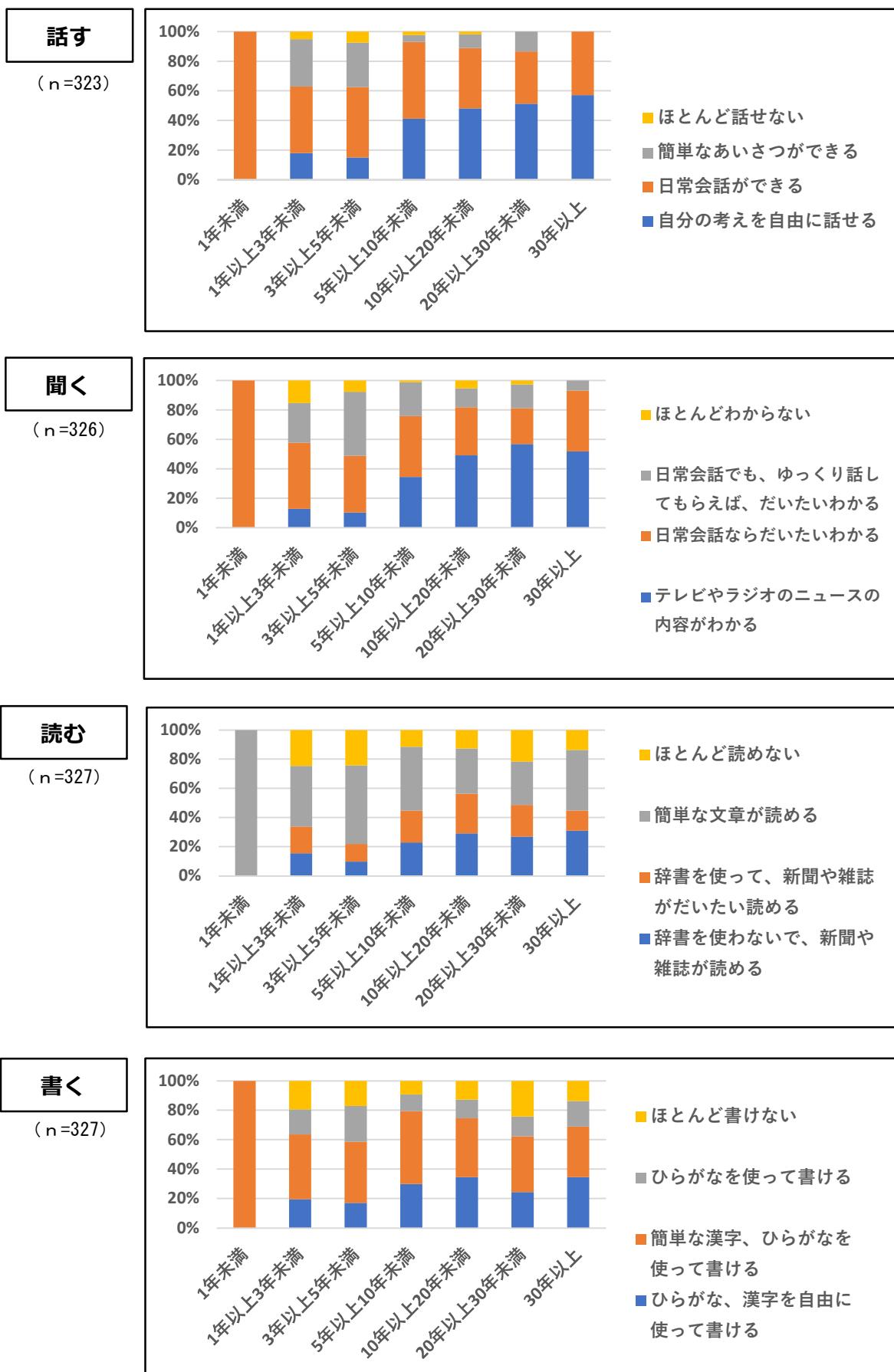
図表2-1-1 回答言語 (n=370)



(3) 在留期間別の日本語能力

在留期間が長いほど日本語能力は高くなる傾向にあります。日本語を自由に使うことができるようになるには長い学習期間を要することがわかります。特に、「読む」能力に関しては、在留期間が30年を超える回答者のうち約半数が「ほとんど読めない」「簡単な文章が読める」と回答しており、在留期間の長い外国人にとっても、雑誌や新聞など難しい用語を含む文章を読むことは困難であることがわかります。

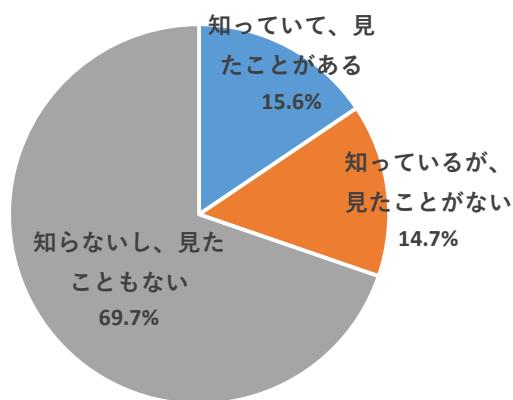
図表2-12 在留期間別の日本語能力



(4) 岐阜市外国人向け生活情報ホームページの利用

本市では、岐阜市外国人向け生活情報ホームページにより、外国人市民が日常生活で必要とする情報を多言語で発信しています。一方で、「岐阜市外国人向け生活情報ホームページを知っていますか」という質問に対し、約7割が「知らないし、見たこともない」と回答しました。

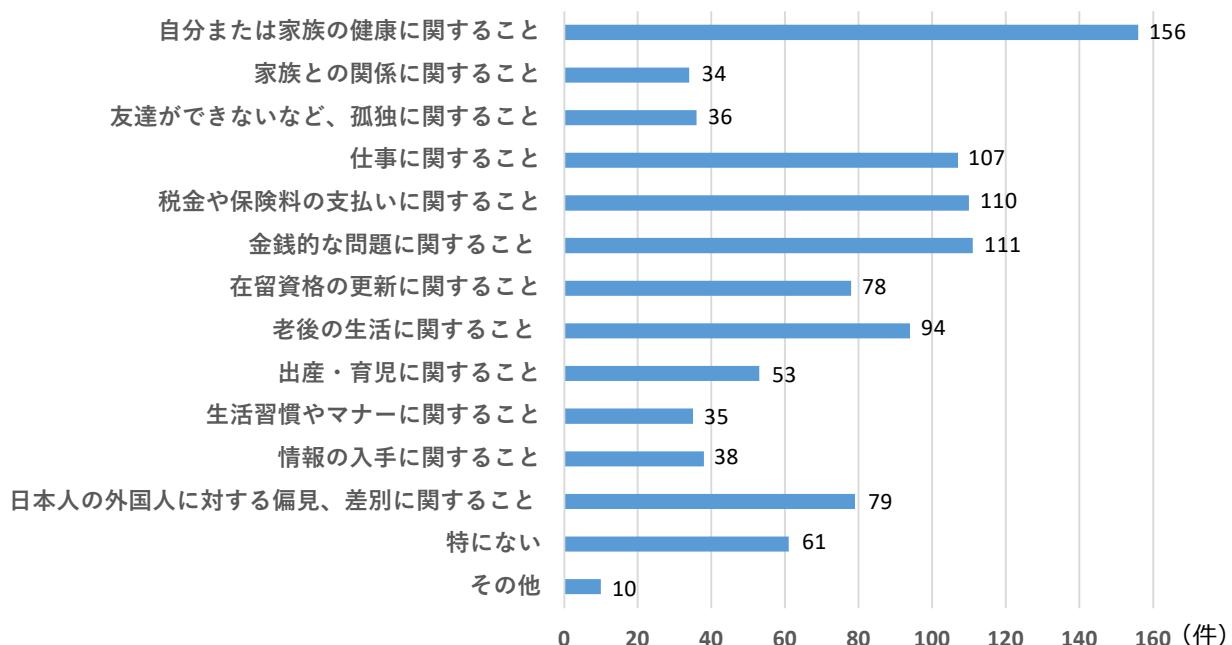
図表2-13 岐阜市外国人向け生活情報ホームページの利用 (n=360)



(5) 現在の悩みや将来の不安

現在の悩みや不安は「自分または家族の健康に関するここと」が156件と最も多く、他にも「仕事」「金銭」「老後の生活」など、様々な分野での悩みや不安を抱えていることがわかります。

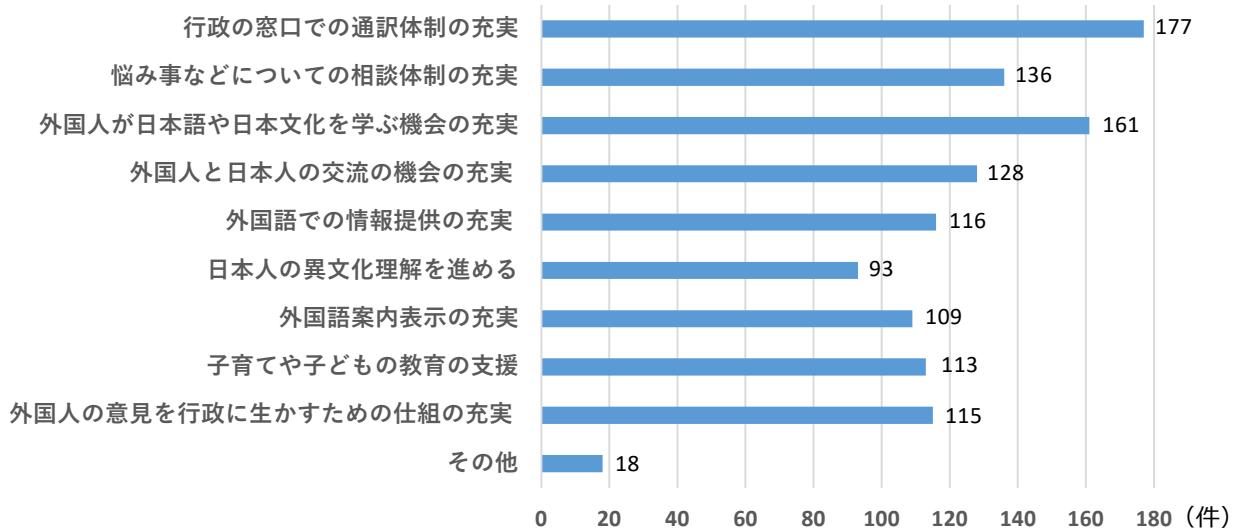
図表2-14 現在の悩みや将来の不安（複数回答可）(n=358)



(6) 外国人市民の生活に必要なサービス

「外国人が暮らしやすいまちにするため、どのようなサービスが必要か」という質問に対し、「行政の窓口での通訳体制の充実」が177件と最も多く回答がありました。その他の項目も100件近くの回答があり、多言語案内、日本語学習、相談窓口、異文化交流、教育支援の充実など、幅広いサービスが求められていることがわかります。

図表2-15 外国人市民の生活に必要なサービス（複数回答可）（n=348）



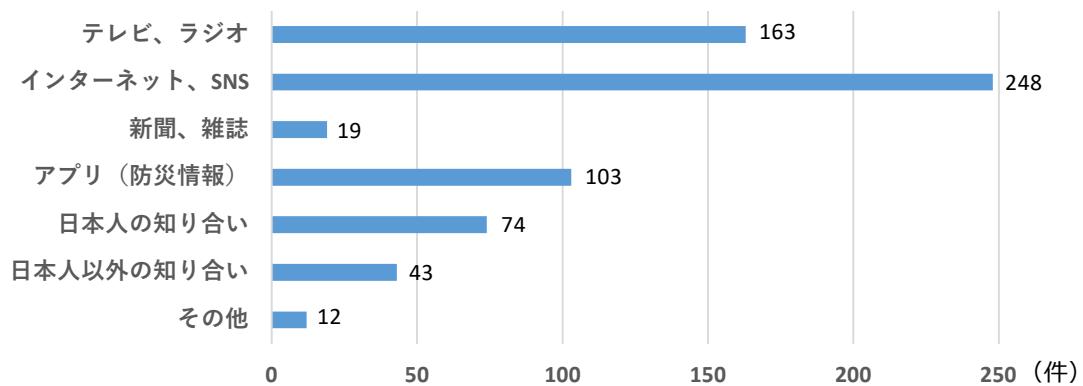
(7) 災害情報の入手先等

「地震や台風など災害の情報はどこからもらいますか」という質問に対し、「テレビ、ラジオ」「インターネット、SNS」の回答が多くありました（図表2-16）。

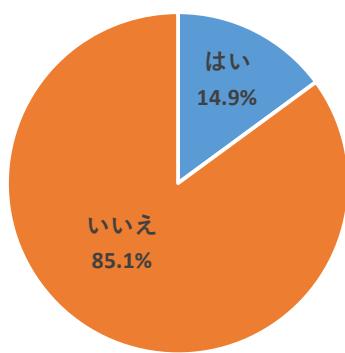
また、本市では、大規模災害が発生した際に、岐阜市災害時多言語支援センターを設置し、外国人を多言語で支援する体制を整備しています。しかし、「岐阜市災害時多言語支援センターを知っていますか」という質問に対して「はい」という回答は、約15%に留まりました（図表2-17）。

災害に対する備えについては、「避難所を確認している」が155件、「非常持ち出し品が準備してある」が119件、「非常食が準備してある」が111件あり、災害に対し様々な備えをしている外国人がいる一方、「特に準備していない」も141件の回答があり、災害に対する備えをしていない外国人も多いことがわかります（図表2-18）。

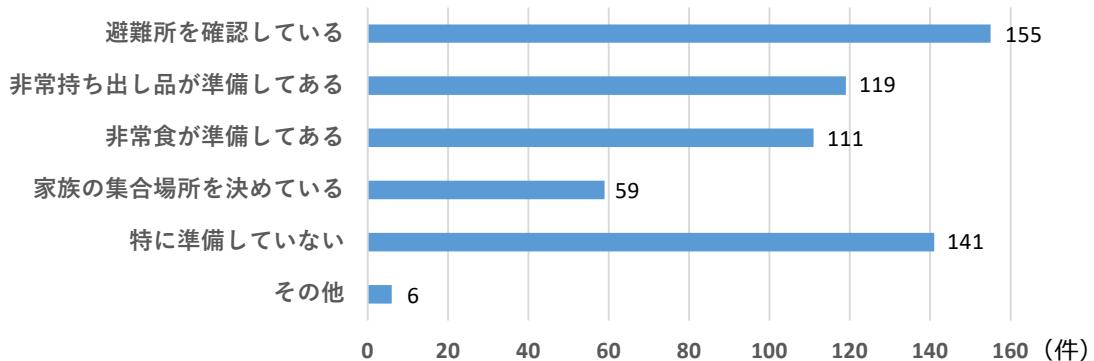
図表2-16 災害情報の入手先（複数回答可）（n=349）



図表2-17 岐阜市災害時多言語支援センターの認知度（n=355）



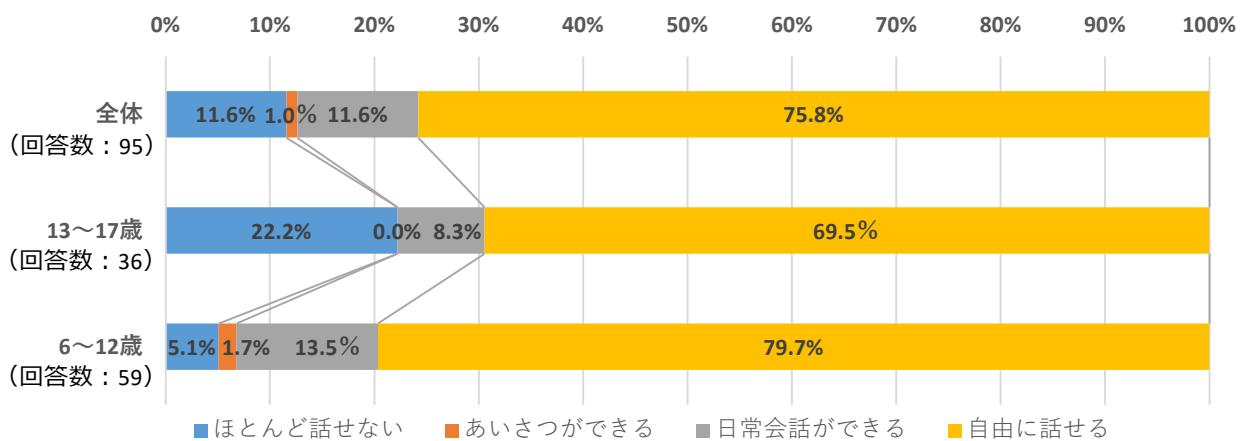
図表2-18 災害に備えどのような準備をしているか（複数回答可）（n=361）



(8) 子どもの日本語能力

6歳以上18歳未満の子どもの日本語能力については、「自由に話せる」が75.8%と最も多い回答がありました。一方、「ほとんど話せない」という回答も11.6%あり、一定数の子どもが日本語でのコミュニケーションが困難な状態であることがわかります。

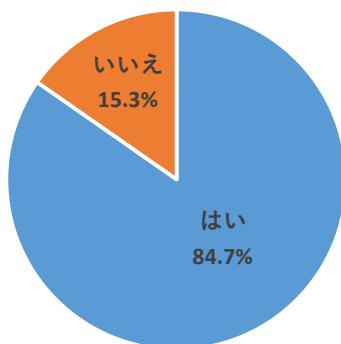
図表2-19 子どもの日本語能力（複数回答可）（n=70）



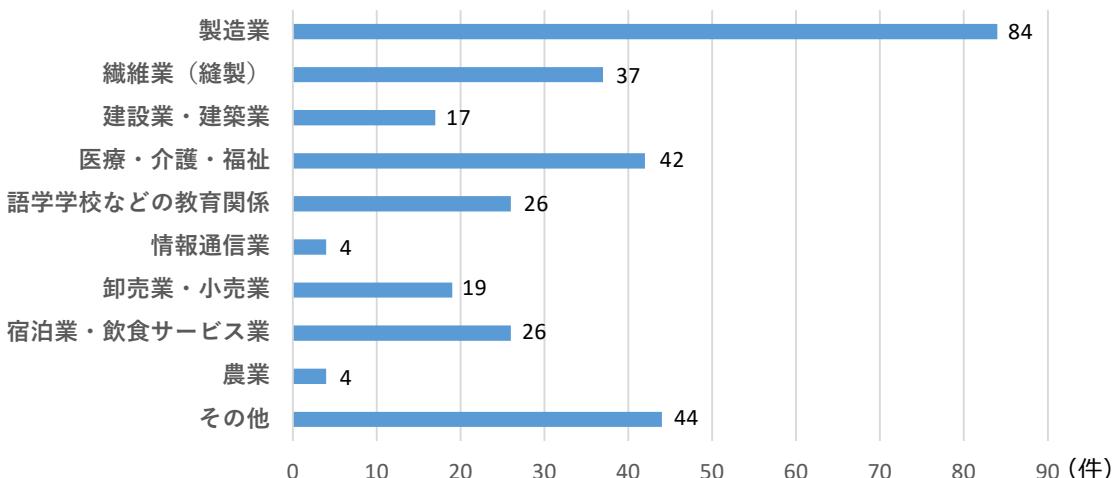
(9) 就労状況

「あなたは今、仕事をしていますか」という質問に対し、回答者の約85%が「はい」と答えました（図表2-20）。従事する業種については、「製造業」が最も多く84件、次いで「医療・介護・福祉」が42件、「繊維業」が37件などとなっています（図表2-21）。

図表2-20 就労状況（n=360）



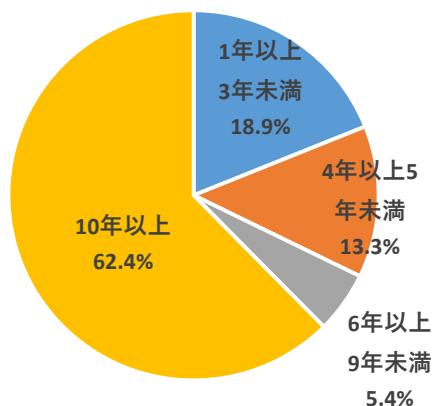
図表2-21 従事する業種（n=303）



(10) 岐阜市に住む予定期間

岐阜市に住む予定期間は「10年以上」が約6割を占めており、次いで「1年以上3年未満」が約2割を占めています。このことから、岐阜市に住む外国人住民のうち一定数は短期滞在を予定する一方、より多くの外国人住民が長期滞在を予定していることがわかります。

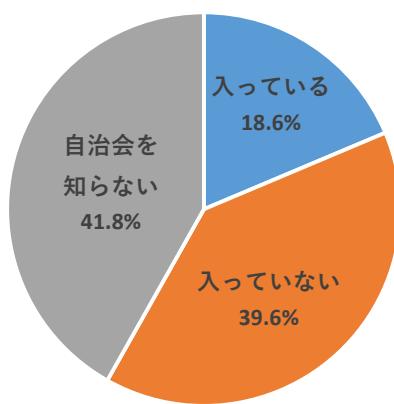
図表2-2-2 岐阜市に住む予定期間 (n=354)



(11) 自治会の加入状況

自治会の加入状況は「入っている」が18.6%、「入っていない」が39.5%、「自治会を知らない」が41.8%でした。岐阜市に長く住む予定をする外国人住民が比較的多い一方、自治会の加入率はあまり高くないことがわかります。

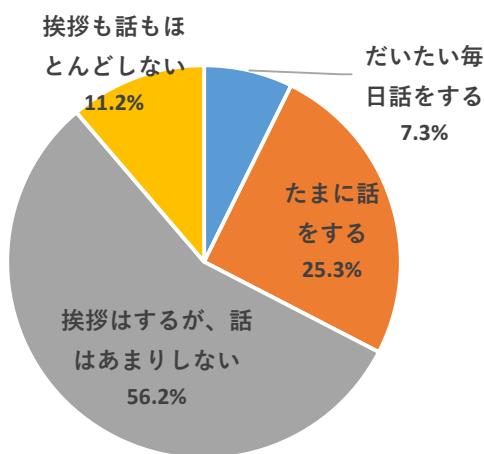
図表2-2-3 自治会の加入状況 (n=354)



(12) 日本人との近所付き合い

「近所の日本人と話をするか」という質問には「挨拶はするが、話はあまりしない」が最も多く56.2%、次いで「たまに話をする」が25.3%となりました。外国人住民はある程度、地域において日本人住民と挨拶などの簡単なコミュニケーションをとれていることがわかります。

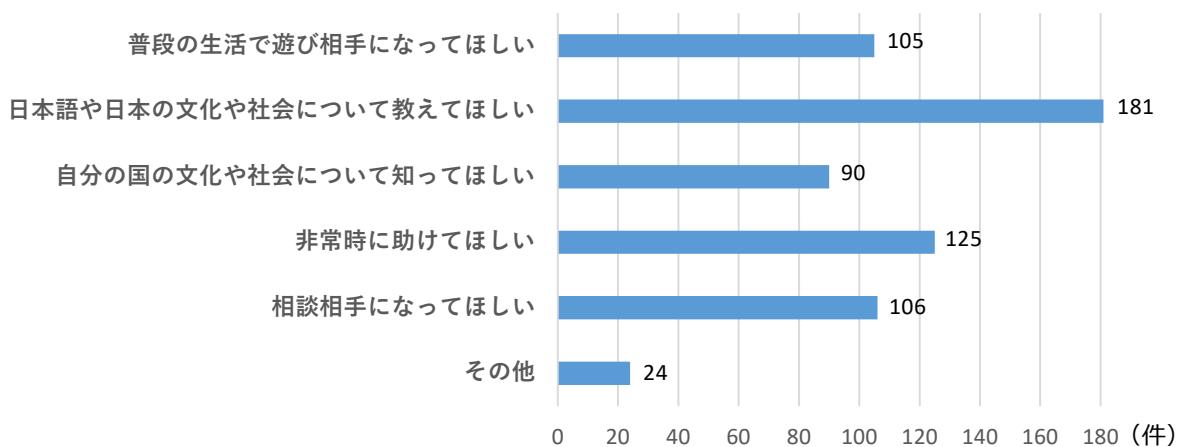
図表2-2-4 日本人との近所付き合い (n=356)



(13) 日本人との交流希望

「日本人とどのような交流がしたいか」という質問に対し、「普段の生活で遊び相手になってほしい」や「相談相手になってほしい」、「日本語や日本文化について教えてほしい」、「非常時に助けてほしい」という回答が多くありました。この結果から、多くの外国人住民が、日常生活での関わり、文化交流、災害時の支援など、様々な場面や方法で日本人との関わりを望んでいることがわかります。

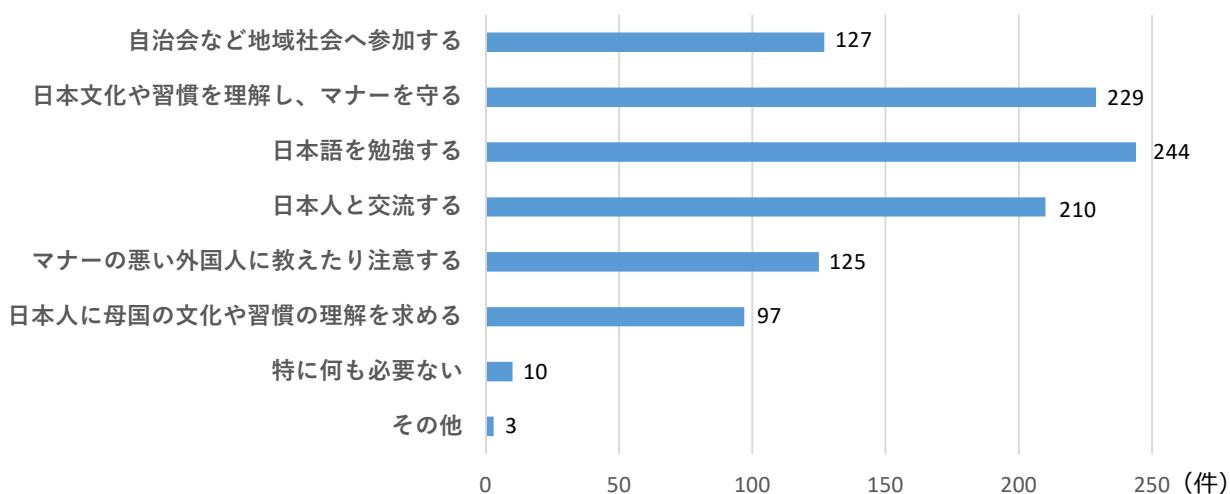
図表2-2-5 日本人と交流希望（複数回答可） (n=350)



(14) 多文化共生推進のために外国人ができること

「多文化共生の推進のため、外国人にできることはなにか」という質問に対し、「日本語を勉強する」(244件)が最も多く、次いで「日本文化や習慣を理解し、マナーを守る」(229件)が多い結果となりました。他にも、「日本人と交流する」や「自治会など地域社会へ参加する」の回答も100件を超えるなど、多文化共生推進のためには、日本語や日本の社会ルールを学ぶだけでなく、日本人と交流することが必要だと考えられていることがわかります。

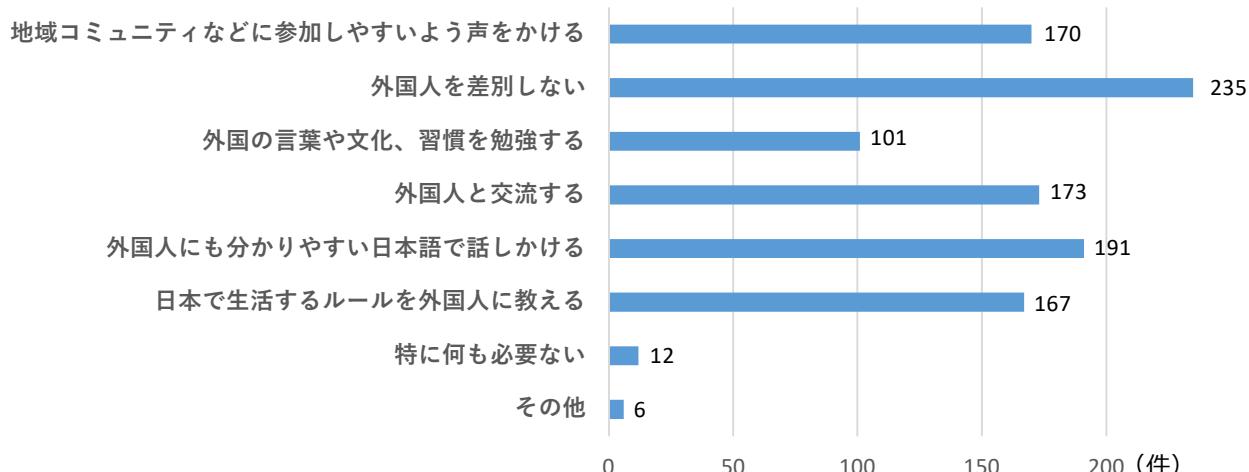
図表2-26 多文化共生推進のために外国人ができること（複数回答可）（n=353）



(15) 多文化共生推進のために日本人ができること

「多文化共生推進のため、日本人にできることはなにか」という質問に対し、「外国人を差別しない」(235件)が最も多く、次いで「外国人にも分かりやすい日本語で話しかける」(191件)が多い結果となりました。

図表2-27 多文化共生推進のために日本人ができること（複数回答可）（n=354）



3 日本人市民の意識

岐阜市における日本人市民の多文化共生に関する意識を把握するために市政モニター調査を実施しました。

＜調査方法・回収結果＞

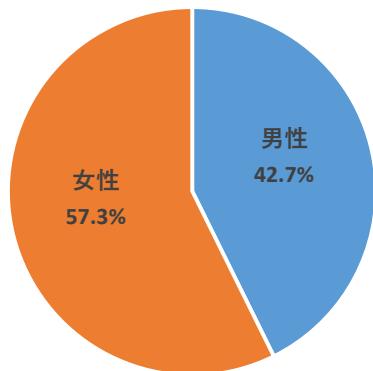
調査対象者	岐阜市に住んでいる18歳以上の日本人市民であって、あらかじめ市政モニターとして登録している人
調査票の配布・回収	WEB
調査期間	令和5(2023)年10月13日～令和5(2023)年10月27日
対象者数	200
回答数	171
回答率	85.5%

(1) 回答者の属性

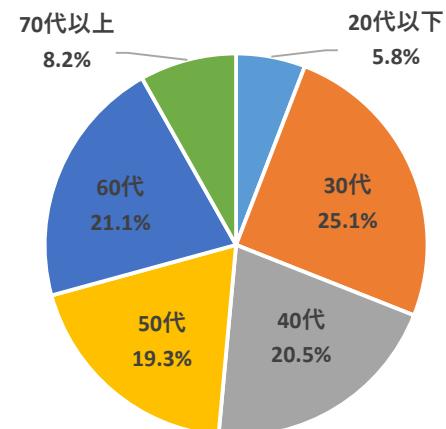
回答者の属性は次のとおりです。

図表2-28 回答者の属性

① 性別 (n=171)



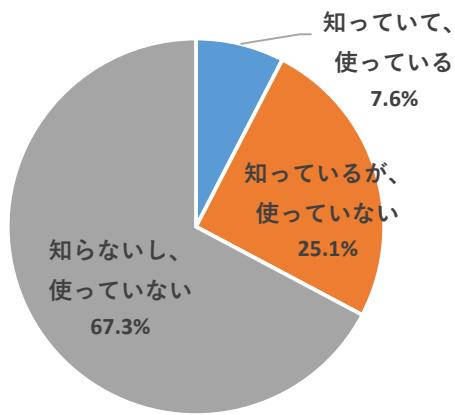
② 年代 (n=171)



(2) 「やさしい日本語」の活用

「やさしい日本語」の活用状況については、「知っていて、使っている」が7.6%、「知っているが、使っていない」が25.1%、「知らないし、使っていない」が67.3%となりました。この結果から、「やさしい日本語」の認知度や活用頻度は、あまり高くないことがわかります。

図表2-29 「やさしい日本語」の活用 (n=171)

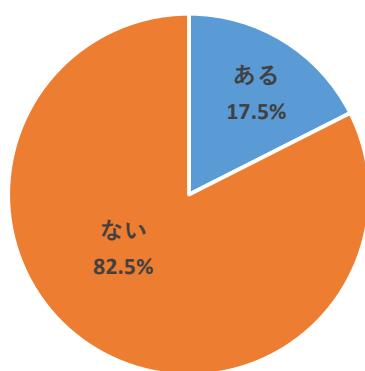


(3) 外国人市民との交流機会

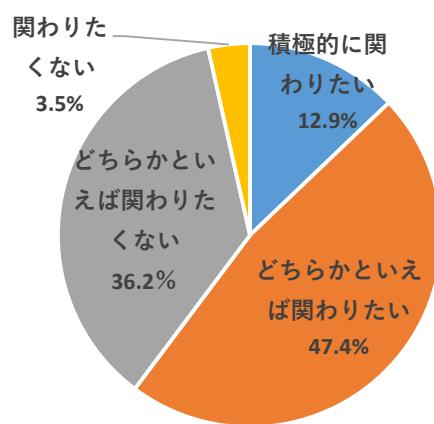
外国人市民との交流機会の有無については「ある」が17.5%、「ない」が82.5%となりました（図表2-30）。

「今後、外国人市民とどの程度関わりたいか」という質問に対しては、回答者の約6割が「積極的に関わりたい」「どちらかといえば関わりたい」と回答した一方、回答者の約4割は「どちらかと言えば関わりたくない」「関わりたくない」と回答しました（図表2-31）。また、「積極的に関わりたい」「どちらかと言えば関わりたい」と回答した人に対し、「どのように関わりたいか」尋ねると、「外国の言葉や文化に触れる活動」（55件）が最も多く、次いで「自治会の祭りや清掃など地域の活動」（37件）が多い結果となりました（図表2-32）。

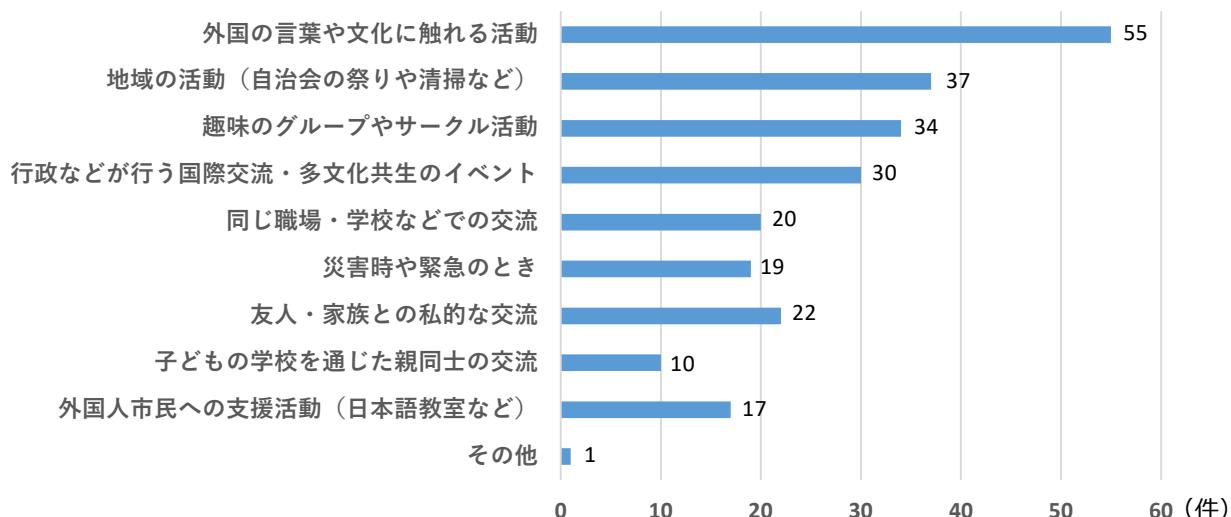
図表2-30 外国人市民との交流機会の有無 (n=171)



図表2-31 外国人市民との交流希望 (n=171)



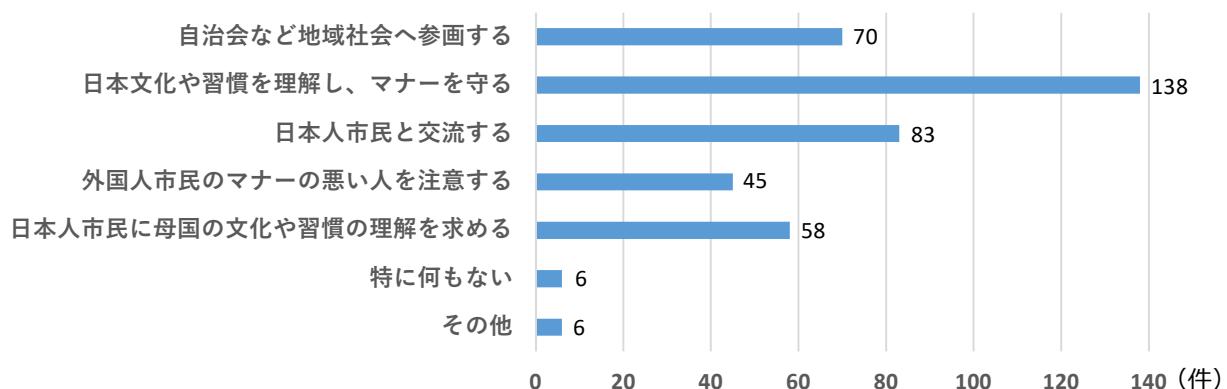
図表2-32 外国人市民とどのように関わりたいか (複数回答可) (n=103)



(4) 多文化共生推進のために外国人ができること

「多文化共生の推進のため、外国人にできることはなにか」という質問に対し、「日本文化や習慣を理解し、マナーを守る」(138件)が最も多い、次いで「日本人市民と交流する」(83件)、「自治会などの地域社会への参画」(70件)となっています。

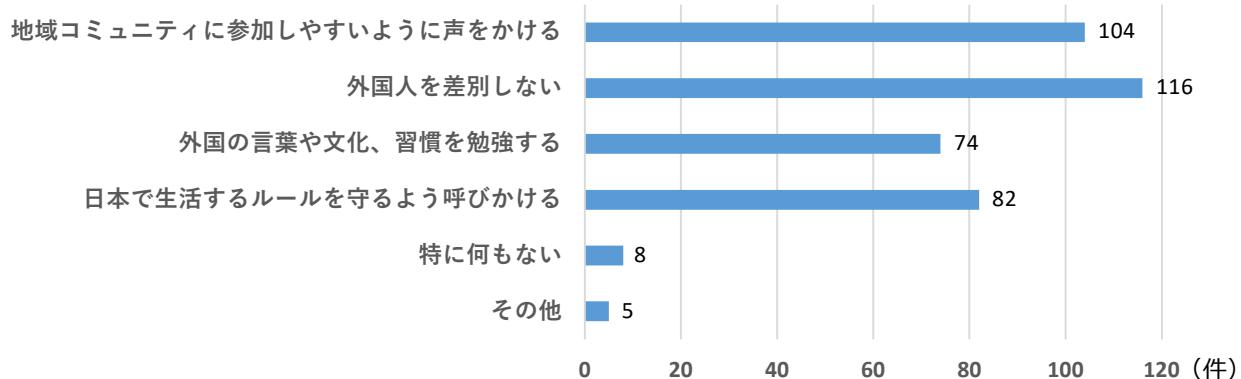
図表2-3-3 多文化共生推進のために外国人ができること（複数回答可）（n=171）



(5) 多文化共生推進のために日本人ができること

「多文化共生の推進のため、日本人にできることはなにか」という質問に対し、「外国人市民を差別しない」(116件)が最も多い、次いで「地域コミュニティに参加しやすいように声をかける」(104件)が多くなっています。

図表2-3-4 多文化共生推進のために日本人ができること（複数回答可）（n=171）



4 ヒアリング調査等における主な意見

外国人市民や日本人市民を対象としたアンケート調査のほか、広く多文化共生についての意見を聴取するため、ヒアリング調査等を行いました。以下は調査における主な意見です。

(1) 令和5年度第1回外国人市民意見反映事業（岐阜市委託事業）

本調査は、令和5（2023）年12月に（公財）岐阜市国際交流協会が実施しました。対象は岐阜市在住1年未満の外国人市民175名とし、市内の日本語学校や大学に在学する生徒、市内の企業に勤務する外国人市民等に回答を依頼しました。

・岐阜市の生活で困ったことは何か尋ねると、「日本語が分からず、市役所や銀行などで困ったことがある」「バスや電車など公共交通機関の使い方が分からない」「日本に来たばかりのとき、ごみの捨て方がわからなかった」など、母国とは異なる生活ルールに戸惑った経験や日本語が分からぬために日常生活のあらゆる場面で不便を感じた経験があるという意見が多くありました。

(2) 日本語ボランティア教室に対するヒアリング調査

市内の日本語ボランティア教室（鮎の会、井ノ口架け橋の会、ふれあい日本語教室、にぎっこ教室、虹の輪、「みいな」みんなの いばしょ ながら）にヒアリング調査を行いました。

・近年は日本語学習を希望する外国人市民が増加傾向にあり、地域の日本語ボランティア教室の利用者が増加しています。一方で、一部の日本語ボランティア教室では「日本語学習支援者が不足している」「日本語学習の場所が不足している」という声がありました。また、子どもの日本語学習希望者も増加していますが、子どもの支援方法を知る支援者は限られるため、対応を困難に感じているという声もありました。

(3) 日本語学校に対するヒアリング調査

市内の日本語学校（アシック日本語学院、INC学院 秀英校、さくら東海日本語学校、中部国際学院 岐阜校、ToBuCo専門学校、ホツマイインターナショナルスクール 岐阜校）にヒアリング調査を行いました。

- ・外国人生徒の日本での生活について尋ねると、「生徒と近隣住民の間で、ごみの出し方や騒音等でトラブルになることがある」という声がありました。しかし、中には先入観で外国人が原因と決めつけられてしまうこともあるようです。
- ・外国人生徒の生活ルールの学習について尋ねると「ごみの出し方などは母国のルールと大きく異なる場合もあり、座学のオリエンテーションでは、ルールを理解することが難しいのではないか」という意見がありました。
- ・いくつかの日本語学校では、清掃活動等で地域の日本人市民と交流する機会があり、このような活動は日本人と外国人の相互理解につながっているようです。一方、その他の日本語学校では「交流したいと思うがきっかけがなく交流できていない」という声がありました。

(4) 自治会連合会に対するヒアリング調査

市内で外国人住民比率の高い地区（茜部、市橋、鏡島、木之本、黒野、徹明、日置江、本郷、長森西、三里、明徳）を中心にヒアリング調査を行いました。

- ・地域における日本人市民と外国人市民の交流について尋ねると、「日常生活ではあまり接点がない」「防災訓練などの地域行事に参加している外国人は少ない」という声が多くありました。
- ・地域多文化共生推進員の活動に関しては、「自治会が外国人住民に直接はたらきかけることは難しいので、行政が介入して交流のきっかけづくりをしてほしい」「外国人コミュニティのキーパーソンが分かると地域行事等の情報伝達ができるのではないか」という意見がありました。
- ・日常生活における日本人市民と外国人市民のトラブルについて尋ねると、件数は多くないものの、ごみの出し方が原因でトラブルになった例がありました。

5 課題のまとめ

(1) 本市における外国人住民の多様性

本市の外国人住民は、数・比率ともに増加傾向にあり、今後も増加が見込まれます。また、外国人住民の国籍や年齢、在留資格等において一定の傾向はあるものの、全体としては多様化しています。こうした状況を踏まえ、外国人市民が子どもから高齢者まで安全・安心に暮らすことができるよう幅広い支援が求められています。

(2) 多言語化の推進

日本に来て間もない外国人市民は、日本語がわからない場合も多くあります。このような外国人市民に生活に必要な情報を正確に提供すべく、多言語案内の推進が必要です。なお、岐阜市における外国人の国籍は徐々に変化していることから、引き続き、今後の動向を注視しながら対応言語を選定する必要があります。

(3) 「やさしい日本語」の普及・啓発

在留期間が長い外国人市民に対しては、母語での対応のほか「やさしい日本語」の使用が効果的であることがわかっていますが、日本人市民の「やさしい日本語」の認知・活用は十分とはいえない状況です。本市における外国人住民の比率が高まるなか、外国人市民が行政サービスを利用するため、また、日本人と外国人が円滑なコミュニケーションを行うため、「やさしい日本語」の普及・啓発が必要です。

(4) 岐阜市外国人向け生活情報ホームページの活用促進

本市では「岐阜市外国人向け生活情報ホームページ」により、外国人市民が生活するうえで必要な情報を多言語で案内していますが、その認知度はあまり高くありません。より多くの外国人市民が活用できるよう、今後も継続して周知に努める必要があります。また、その他のSNS等をあわせて活用し、効果的な情報発信を検討する必要があります。

(5) 日本語学習環境の充実

本市における外国人住民の増加に比例して、外国人市民の日本語学習者は増加傾向にあります。外国人市民が円滑に日常生活を送り、日本人市民とコミュニケーションをとるうえで、日本語の習得は重要であることから、日本語学習支援者の養成や日本語教育を実施する団体等の活動に対する支援など、外国人市民の日本語学習に対する支援の充実が必要とされています。

(6) 日本社会に関する学習支援の充実

外国人市民は、母国とは異なる生活ルールについて学ぶ機会を必要としています。また、日本人市民も外国人市民が日本の文化や習慣を理解し、マナーを守ることを求めています。このようなことから、特に、日本に住み始めて間もない外国人市民に対しては、体験型の生活オリエンテーション講座の実施など、日常生活における基本的な情報を一括して知ることができ、生活ルールについて深く理解できる機会が必要とされています。

(7) 日常生活における支援の充実

外国人市民は、生活における様々な悩みや不安を抱えています。こうした外国人市民に対して、多言語や「やさしい日本語」による情報発信を行うほか、外国人市民が弱者となりうる状況を解消すべく支援を行うなど、外国人市民が日本人市民と同様の生活を送ることができるような環境を整備することが必要です。

(8) 防災意識の啓発

災害に対する備えをしていない外国人が一定数いることに加え、岐阜市災害時多言語支援センターの認知度はあまり高くありません。災害時に被害を最小限にとどめることができるよう、平時から外国人市民に対し防災意識の啓発を行うとともに、日本人市民に対しても岐阜市災害時多言語支援センターを広く周知する必要があります。

(9) 子どもの教育環境の充実

本市における外国人児童生徒数は増加しており、そのうち日本語指導を必要とする児童生徒数も増加しています。本市では、これまで日本語初期指導教室の設置や外国籍児童生徒等対応指導員による学習補助など様々な支援を行ってまいりましたが、外国人児童生徒の増加に対応すべく支援の拡充を図る必要があります。

(10) 地域における多文化共生の推進

本市における外国人住民は増加しており、滞在期間も長い傾向にあります。このような背景のなか、日本人市民と外国人市民がともに同じ地域社会の一員として、ともにまちづくりの担い手となることがよりいっそう求められています。一方で、外国人市民の自治会加入率は低く、日本人との交流もあまり多くないことがうかがえます。このようなことから、異文化交流イベントなどをきっかけとして、日本人市民と外国人市民の相互理解を促すとともに、「やさしい日本語」の普及・利用促進や、自治会の加入促進など、日本人市民と外国人市民が互いを認め合い、ともに活躍できる環境を整える必要があります。また、日本人市民のなかでも地域における外国人市民との交流については意見が二分化していることから、多様な文化をもつ外国人を地域社会の一員として受け入れる日本人の意識醸成も必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

誰もが互いを認め合い、 ともに活躍できる多文化共生社会をめざして

本市では令和2（2020）年に「岐阜市多文化共生推進基本計画－たぶんかマスター プラン 2020～2024－」を策定し、岐阜市外国人向け生活情報ホームページの作成、岐阜市多文化共生推進会議の設置など、多文化共生社会の実現に向けた取組を推進してまいりました。

「岐阜市多文化共生推進基本計画－たぶんかマスター プラン 2020～2024－」の策定以降、本市の外国人住民数は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、一時的に減少しましたが、水際対策緩和以後は再び増加に転じ、令和6（2024）年12月末時点では、過去最多となる11,960人となり、外国人比率は3.00%に達しました。

国において、特定技能2号の対象分野の追加（令和5（2023）年8月）や新制度「育成就労」の創設に向けた入管法などの改正法が可決され成立する（令和6（2024）年6月）など、外国人の受入を拡大・促進する施策が打ち出されるなか、本市においても、外国人住民の数は今後も増加することが予想されます。

また、外国人の受入にあたっては、「地域における多文化共生推進プラン」の改訂（令和2（2020）年9月）により、多文化共生施策を推進する今日的意義として、「多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築」、「外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献」、「地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保」等が示され、令和4（2022）年11月に文化審議会国語分科会が取りまとめた「地域における日本語教育の在り方について」では、地域の日本語教育において地方公共団体が担う役割が明確化されました。

これらを踏まえ、後継計画となる本計画は、「誰もが互いを認め合い、ともに活躍できる多文化共生社会をめざして」を基本理念とし、これまで以上に外国人市民が安心して暮らすことができる支援体制を充実するとともに、日本人市民と外国人市民が互いの文化や価値観を認め合い、ともに多様性に富んだ活気のある地域社会を構築することを目指して取組を進めてまいります。

2 重点目標と計画の方向性

〈つたえる〉

重点目標 1：外国人市民が必要な情報を得られるまちづくり

計画の方向性▶わかりやすい情報発信と学びの環境の充実

多言語や「やさしい日本語」での効果的な情報発信に努め、外国人市民が生活に必要な情報を得られる環境整備を推進します。また、日本語の習得や生活ルールを学ぶ機会の充実を図り、日本人市民と外国人市民の良好なコミュニケーションを促進します。

〈つなげる〉

重点目標 2：外国人市民の生活を支える安心のネットワークがあるまちづくり

計画の方向性▶外国人市民が安心して暮らすことができる生活環境の整備

関係機関がネットワークを形成し、子どもの教育、医療・保健・福祉、就労等、生活に関わる様々な場面や、自然災害などの非常時において、きめ細かな支援を行い、外国人市民が安心して暮らせる環境整備を推進します。

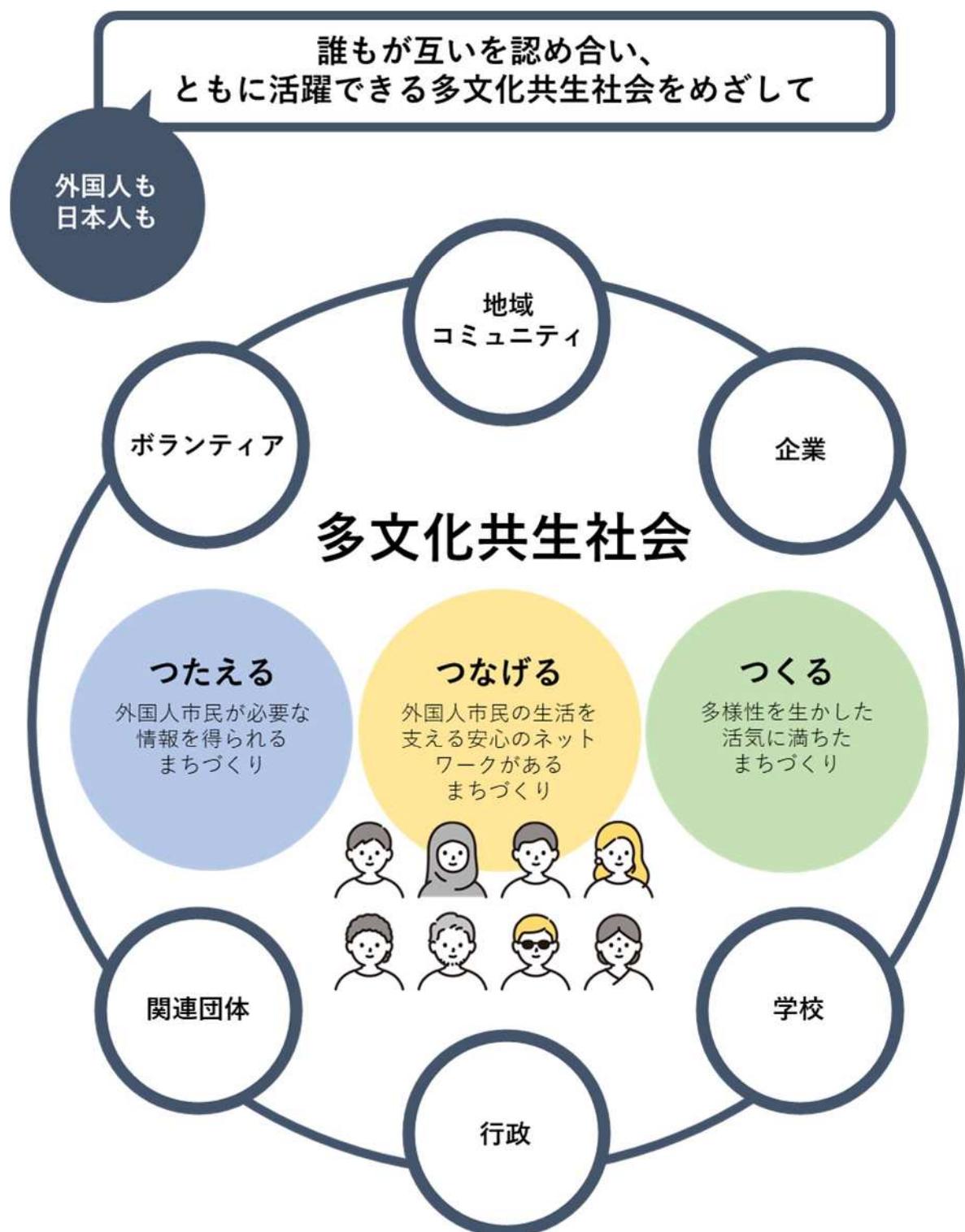
〈つくる〉

重点目標 3：多様性を生かした活気に満ちたまちづくり

計画の方向性▶日本人市民と外国人市民がともに担い手となる地域社会の構築

日本人市民と外国人市民が、交流、学び、活動する場を充実するとともに、多文化共生を推進する人材や組織の育成を図ります。また、地域において、誰もが互いを認め合い、ともに担い手となる地域社会を構築します。

3 計画に基づく多文化共生社会推進のイメージ図



4 計画の構成

基本理念	重点目標	計画の方向性・施策の体系
誰もが互いを認め合い、ともに活躍できる多文化共生社会をめざして	外国人市民が必要な情報を得られるまちづくり <つたえる>	<p>1 わかりやすい情報発信と学びの環境の充実</p> <p>1-1 多言語化の推進</p> <p>1-2 「やさしい日本語」の普及・啓発</p> <p>1-3 外国人市民に対する効果的な情報発信</p> <p>1-4 日本語学習環境の充実</p> <p>1-5 日本社会に関する学習支援</p>
	外国人市民の生活を支える安心のネットワークがあるまちづくり <つなげる>	<p>2 外国人市民が安心して暮らすことができる生活環境の整備</p> <p>2-1 生活相談窓口の充実</p> <p>2-2 子どもの教育の充実</p> <p>2-3 医療・保健・福祉に対する支援</p> <p>2-4 日常生活に対する支援</p> <p>2-5 就労に対する支援</p> <p>2-6 留学生への支援</p> <p>2-7 災害等非常時における安心の確保</p>
	多様性を生かした活気に満ちたまちづくり <つくる>	<p>3 日本人市民と外国人市民がともに担い手となる地域社会の構築</p> <p>3-1 交流・学び・活動する場の充実</p> <p>3-2 多文化共生を推進する人材・組織の育成</p> <p>3-3 地域に根差した多文化共生の推進と外国人市民の社会参画の促進</p> <p>3-4 多文化共生の理解促進</p> <p>3-5 外国人市民の意見の反映</p>

主な取組（★は重点事業）

- ①行政情報の多言語化
- ②案内表示の多言語化

★①「やさしい日本語」の普及・啓発

- ①岐阜市外国人向け生活情報ホームページでの情報発信
- ②SNSによる多言語での情報発信

★①日本語学習支援体制の整備

★①生活に関する情報の総合的な学習機会の創出

- ①関係機関と連携した生活相談窓口の充実

★①子どもの教育環境の充実

- ①外国人市民への制度周知及び活用支援
- ②多言語対応が可能な医療機関の情報提供

- ①住宅確保や暮らしに対する支援
- ②日常生活に必要な情報の提供
- ③消費者トラブルに対する支援

- ①ハローワーク等と連携した就労支援
- ②外国人介護人材に対する支援

- ①留学生の日本文化理解に関する支援

- ①外国人市民への防災意識の啓発
- ②災害等非常時の支援体制の整備

- ①多文化交流プラザを中心とした多文化交流の場所づくり

- ①多文化共生ボランティアの養成
- ②多文化共生人材バンクの活用

★①多文化共生モデル地区の設置

- ②外国人市民への自治会加入の促進

- ①様々な分野における外国人との交流機会の創出
- ②多文化共生について理解を深める取組

- ①岐阜市多文化共生推進会議の設置
- ②外国人市民の意見聴取

第4章 施策の展開

▶重点目標〈つたえる〉

外国人市民が必要な情報を得られるまちづくり



1 わかりやすい情報発信と学びの環境の充実

1-1 多言語化の推進

情報の多言語化は、日本語能力が十分ではない外国人市民や岐阜市へ観光等で訪れる外国人に対して、行政からのお知らせや生活に必要な情報を正確に届ける有効な手段です。本市では、通知文書や各種申請書を多言語で作成するなど、行政情報の多言語化を推進しています。今後も引き続き、本市の外国人住民の動向を確認しながら、取組を進めます。

〈主な取組〉

① 行政情報の多言語化		推進区分	継続
		所管部署	関係各課
現 状		行政が発信する情報の多言語化を推進するほか、生活情報を掲載した外国人市民向け多言語資料を作成しています。	
これまでの取組		<ul style="list-style-type: none">・通知文書や申請書の多言語化（関係各課）・ホームページやアプリの多言語化（関係各課）・翻訳アプリ等を活用した多言語対応（関係各課）・外国人市民向け資料の発行（国際課（委託））等	
これからの展開		引き続き、外国人市民を対象とする情報の多言語化を推進するとともに、外国人市民の生活支援となるような多言語の情報発信に取り組みます。	

② 案内表示の多言語化		推進区分	継続
		所管部署	関係各課
現 状		増加する外国人市民や外国人旅行者に対応するよう、公共施設や交通機関、まちなかの案内表示の多言語化が求められています。	
これまでの取組		<ul style="list-style-type: none">・指定文化財説明板、文化財誘導看板の多言語化（文化財保護課）・ウォーキングコースの路面標示多言語化（歴史まちづくり課）等	
これからの展開		引き続き、岐阜市多言語案内表示ガイドラインに基づき、まちなかの案内表示の多言語化を推進します。	

1－2 「やさしい日本語」の普及・啓発

一定の日本語能力のある外国人に対しては、母語での対応のほか「やさしい日本語」の使用が効果的です。本市においては、外国人住民の比率が高まるなか、外国人市民が行政サービスを利用するため、また、地域において日本人と外国人が円滑にコミュニケーションをするため、「やさしい日本語」の活用はますます重要になると考えられます。このため、庁内外において「やさしい日本語」の普及・啓発に取り組みます。

＜主な取組＞

★重点事業		推進区分	拡充
①	「やさしい日本語」の普及・啓発	所管部署	国際課
現 状	本市では情報の多言語化を推進していますが、全ての言語に対応することは困難です。そのため、多言語化と並行して「やさしい日本語」の活用を推進し、外国人市民にとってわかりやすい情報発信に努めています。		
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none">・「やさしい日本語」に関する職員向けの研修（国際課）・「やさしい日本語」講座（国際課（委託））・「やさしい日本語」出前講座（国際課）・図書館利用案内（やさしい日本語）の活用（図書館）		
これからの展開	「やさしい日本語ワークブック」を活用しながら、外国人市民と接する業務の多い窓口担当職員等への「やさしい日本語」普及・啓発に積極的に取り組みます。また、多文化共生モデル地区において「やさしい日本語」の啓発に努め、地域におけるコミュニケーションを促進します。		

1－3 外国人市民に対する効果的な情報発信

日本語学習、在留資格に関する情報など、外国人市民が生活に必要な情報は、日本人市民が生活に必要な情報と異なる場合があります。また、情報を入手するルートやツールも日本人市民とは異なる場合があります。このため、外国人市民が生活に必要な情報を入手できるよう、外国人市民のニーズに合った効果的な情報発信に努めます。

＜主な取組＞

① 岐阜市外国人向け生活情報ホームページでの情報発信		推進区分	継続
		所管部署	国際課
現 状		外国人市民が生活に必要な情報を「やさしい日本語」、英語、中国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語で掲載しています。一方、ホームページの認知度はあまり高くないのが現状です。	
これまでの取組		・岐阜市外国人向け生活情報ホームページの構築（国際課）	
これからの展開		外国人市民のニーズに合った情報の掲載に努めるとともに、外国人が転入手続きをする際にチラシを配布するなど、ホームページの周知をこれまで以上に積極的に行います。	

② SNSによる多言語での情報発信		推進区分	継続
		所管部署	国際課、関係各課
現 状		外国人市民の使用頻度が高いSNSによる情報発信を行うことで、必要な情報が迅速かつ的確に届くよう努めています。	
これまでの取組		・フェイスブック、インスタグラム等による情報発信（国際課、岐阜市国際交流協会）	
これからの展開		災害情報の発信や外国人市民を対象としたイベントの告知等、特に迅速かつ的確に届けたい情報の発信にはSNSを活用します。即効性や拡散力に優れたSNSを情報発信に用いることで、外国人市民に広く情報が行きわたることが期待されます。	

1－4 日本語学習環境の充実

外国人市民が本市において日常生活を円滑に営むため、また、日本人市民とともに地域社会に参加するためには、日本語の習得が非常に重要です。このため、本市では、「日本語教育の推進に関する法律」及び「岐阜県日本語教育の総合的な体制づくり実施計画」等を踏まえ、日本語学習支援者の養成や日本語教育を実施する団体等の活動に対する支援を行うなど、日本語学習支援体制の整備に取り組みます。

＜主な取組＞

★重点事業		推進区分	拡充
①	日本語学習支援体制の整備	所管部署	国際課
現 状	外国人市民の日本語学習を支援するため、多様な学習機会を提供するほか、日本語学習支援者の養成や日本語ボランティア教室と連携した支援体制の整備に取り組んでいます。本市では、子どもの学習希望者が増加傾向にあり、これに対する支援が期待されています。		
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none">・日本語の教え方講座（国際課（委託））・にほんご自習室（国際課（委託））・はなまるクラス（国際課（委託））・外国人のための日本語講座（岐阜市国際交流協会）・日本語ボランティア教室とのネットワーク構築事業（岐阜市国際交流協会）		
これからの展開	（公財）岐阜市国際交流協会と連携し、外国人市民の日本語学習機会の充実を図るとともに、日本語の教え方講座を通じて日本語学習支援者を育成します。子どもの日本語学習希望者が増加傾向にあることを踏まえ、外国にルーツをもつ子どもの学習支援に関する講座を実施するなど、子どもを対象とした日本語学習支援の内容を拡充します。また、日本語ボランティア教室と連携し、地域における日本語学習環境を整備します。		

1－5 日本社会に関する学習支援

来日して間もない外国人市民のなかには、母国と日本の文化や慣習の違いに戸惑いながら生活している人もいます。こうした外国人市民が、日本社会のルールを学ぶ機会を企業や警察などの関係機関と連携して設けます。

＜主な取組＞

★重点事業		推進区分	拡充
① 生活に関する情報の総合的な学習機会の創出		所管部署	国際課、関係各課
現 状	外国人市民が安心して暮らすことができるよう、関係機関との連携のもと、日本社会のルールを学ぶ機会を提供しています。一方、座学では異国の社会のルールを理解することが難しいという意見もあります。		
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none">・交通安全教室（地域安全推進課）・外国人のための安全・安心講座（消防総務課）・生活オリエンテーション講座（国際課（委託））		
これからの方針	引き続き、外国人市民が安心して暮らすために必要な日本社会のルールを学ぶ機会を提供します。また、体験型の学習機会を提供することで、日本社会のルールの理解を深めるとともに、多文化共生モデル地区では、地域に住む日本人市民と一緒に講座を受講することで、日本人市民と外国人市民の相互の理解を促す機会とします。		

▶重点目標 <つなげる>

外国人市民の生活を支える安心のネットワークがあるまちづくり



2 外国人市民が安心して暮らすことができる生活環境の整備

2-1 生活相談窓口の充実

子どもの教育、医療・保健・福祉、就労など、外国人市民が生活する上で生じる様々な相談に対応するため、みんなの森 ぎふメディアコスモスの多文化交流プラザに、多言語対応の生活相談窓口を設置しています。また、府内各課の求めに応じて通訳を派遣し、外国人市民の問い合わせに多言語で対応しています。

＜主な取組＞

① 関係機関と連携した生活相談窓口の充実		推進区分	継続
現 状	所管部署	国際課	
困りごとを抱えた外国人が気軽に利用できる相談窓口を設置しています。対面での相談だけでなく、スカイプでの相談も受け付けています。			
これまでの取組	・外国人市民向け相談窓口の設置（英語、中国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語）（国際課（委託）） ・通訳派遣（英語、中国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語）（国際課（委託））		
これからの展開	外国人市民の相談に的確かつ迅速に対応できるよう、関係機関との連携をよりいっそう強化するとともに、相談員のスキルアップを図ります。また、外国人が転入手続きをする際にチラシを配布するなど、生活相談窓口の周知に積極的に取り組みます。		

2-2 子どもの教育の充実

外国人児童生徒等が将来、生活の基盤を築いていくために、教育は非常に重要です。

本市では、こうした児童生徒等に対し、多言語での支援を行うとともに、日本語教育の充実を図ることで、外国人児童生徒等が教育を受ける環境を整備しています。

＜主な取組＞

★重点事業		推進区分	拡充
① 子どもの教育環境の充実		所管部署	学校指導課等
現 状	日本語指導を必要とする外国人児童生徒等への対応として、母語を使用することのできる対応指導員を巡回派遣するなど学校生活への適応指導と日本語学習の支援を行っています。あわせて、必要書類等の多言語化などを行い、外国人児童生徒等の教育を受ける環境を整備しています。		
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none">・保育施設利用に向けた申請書の記入例チラシの多言語化（子ども保育課）・発達障がいに関する多言語チラシの活用、 幼児支援教室の多言語案内（子ども・若者総合支援センター）・健康診断や災害共済給付制度に関する資料の多言語化、 就学案内の多言語化、就学援助の申請に関する多言語資料の活用（学校安全支援課）・外国籍児童生徒等対応指導員（中国語、タガログ語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語）による学習補助、日本語初期指導教室、オンラインによる岐阜市型日本語適応支援（学校指導課）・放課後児童クラブについての案内の多言語化（社会・青少年教育課）		
これからの展開	今後も外国人児童生徒等が、学校生活に適応できるように、外国籍児童生徒等対応指導員の拡充等による学習支援の充実を図るほか、学校の受け入れ体制が整えられるように、日本語指導の研修を充実させます。		

2-3 医療・保健・福祉に対する支援

公的医療保険、公的年金、介護保険等、医療・保健・福祉に関する各種制度の啓発に努めるとともに、申請用紙の多言語化や窓口への翻訳端末の活用等により、外国人市民が日本人市民と同様のサービスが受けられるよう努めます。

＜主な取組＞

① 外国人市民への制度周知及び活用支援		推進区分	継続
		所管部署	関係各課
現 状	各種制度の情報の多言語化を進めるなど、外国人市民が日本人市民と同様に医療・保健・介護のサービスを受給できる環境を整備しています。		
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金、国民健康保険制度に関する多言語資料の活用（国保・年金課） ・介護保険制度に関する多言語資料の活用（介護保険課） ・生活保護に関する多言語資料の活用（生活福祉一課・二課） ・福祉医療費助成制度に関する多言語資料の活用（福祉医療課） ・児童手当・児童扶養手当に関する多言語案内資料の活用（子ども支援課） ・乳幼児にかかる相談・健康診査にかかる書類の多言語対応、乳幼児健康診査に関する多言語案内資料の活用、外国語版母子健康手帳の交付（保健予防課） ・予防接種予診票（多言語）の活用、感染症予防対策の多言語化（感染症・医務薬務課） ・岐阜県医療通訳ボランティア斡旋事業の活用、医療問診票（多言語）の活用（市民病院患者総合支援センター）等 		
これからの展開	引き続き、多言語資料の活用により、外国人市民が制度の内容を理解し、必要なサービスを日本人市民と同様に受給できるよう努めます。		

② 多言語対応が可能な医療機関の情報提供		推進区分	継続
		所管部署	感染症・医務薬務課等
現 状	日本語能力が高くない外国人は、日本語で病院を受診することが難しい場合があります。現在、本市では、岐阜市外国人向け生活情報ホームページで多言語対応の医療機関を紹介するなど周知に努めています。		
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜市外国人向け生活情報ホームページにおける市内の多言語対応可能な医療機関の紹介、多言語翻訳機能に対応した医療機関・薬局の公的検索システム「医療情報ネット」のリンク掲載（国際課） ・多言語対応が可能な医療機関の情報提供（感染症・医務薬務課） 		
これからの展開	引き続き、ホームページ等で多言語対応可能な医療機関を紹介することにより、外国人市民が自ら適切な医療機関を選択できるよう支援します。また、市内の医療機関に対して多言語対応の促進を図っていきます。		

2-4 日常生活に対する支援

本市で生活する、生活を考える外国人市民に対して、住居や税金に関する案内など日常生活を送るうえで必要となる様々な支援を行います。

＜主な取組＞

① 住宅確保や暮らしに対する支援		推進区分	継続
		所管部署	住宅課
現 状	住宅セーフティネット制度の活用等により、住宅確保要配慮者である外国人市民が住居を確保しやすい環境を整備しています。		
これまでの取組	・「市営住宅入居のしおり」多言語リーフレットの活用、 住宅セーフティネット制度の活用（住宅課）		
これからの展開	引き続き、住宅セーフティネット制度や暮らしに関する多言語資料を活用し、外国人市民が安心して暮らすことができる環境づくりに努めます。		

② 日常生活に必要な情報の提供		推進区分	継続
		所管部署	関係各課
現 状	日常生活に必要な情報を多言語で提供していますが、資料によっては、周知が不十分な場合も見受けられます。		
これまでの取組	・「所得税・住民税・軽自動車税」案内（多言語）の活用（税制課） ・「市・県民税」多言語パンフレットの活用（市民税課） ・転出証明書の交付請求書（多言語）の活用、 住民異動届（多言語）の活用（市民課） ・プラスチック製容器包装の分別収集チラシ（多言語）の活用、 岐阜市ごみ分別アプリ「さんあ～る」（多言語）の活用、 岐阜市ごみ出しルール等の多言語化、（環境一課） ・上下水道休止票の英語併記（営業課）等		
これからの展開	関係機関との情報共有を密に行うことで、外国人市民が日常生活において必要としている情報を的確に届けられるよう努めます。		

③ 消費者トラブルに対する支援		推進区分	継続
		所管部署	消費生活課
現 状	外国人向けの消費者トラブル防止のための啓発用パンフレットを作成・配布するなど外国人市民や外国人旅行者が消費者トラブルに巻き込まれないよう情報提供を行っています。		
これまでの取組	・消費者トラブル防止のための啓発パンフレットの配布（消費生活課）		
これからの展開	引き続き、パンフレットの配布等を通じて、外国人市民や外国人旅行者への啓発を行います。		

2-5 就労に対する支援

ハローワークや商工会議所等と連携し、事業主に対し就労環境の整備を呼びかけるほか、就労を希望する外国人市民が必要な情報を得られるよう取り組みます。

＜主な取組＞

① ハローワーク等と連携した就労支援		推進区分	継続
		所管部署	労働雇用課
現 状	深刻な人手不足と育成就労制度の創設を背景に、本市では、今後、必要な働き手を確保し続けるため、外国人と外国人を雇用する事業主に対する支援がよりいっそう必要とされています。		
これまでの取組	・労働相談窓口の案内、商工会議所との連携による啓発（労働雇用課）		
これからの展開	関係機関と連携を図りながら、就労を希望する外国人市民と外国人労働者を雇用する事業主の双方に対する支援体制を整備します。		

② 外国人介護人材に対する支援		推進区分	新規
		所管部署	介護保険課
現 状	本市では、介護事業において人手不足が深刻化しています。これに対応するため、外国人の就労を支援する取組が必要とされています。		
これまでの取組	－		
これからの展開	外国人介護人材を確保するため、介護職などについて、留学生への説明や雇用促進セミナー等で普及啓発を行います。また、外国人介護人材が定着できるよう日本語学習や資格取得等の支援を行います。		

2-6 留学生への支援

市内の大学や日本語学校には多くの留学生が在籍しています。こうした留学生は学校内のコミュニティが強く、地域の日本人市民とのつながりがない場合があります。日本人市民との交流により、外国人市民と日本人市民が互いを理解し合う機会となるよう、地域の日本人市民との交流機会を創出します。

＜主な取組＞

① 留学生の日本文化理解に関する支援		推進区分	継続
		所管部署	国際課
現 状	留学生の多くは、地域の日本人との交流機会はあまり多くない一方で、日本語はもとより文化や生活習慣について日本人との交流を通じて深く学びたいと考えています。		
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none">・大学等との連携によるホームステイ・ホームビジット (国際課 (委託))・留学生等への鶴飼招待事業 (岐阜観光コンベンション協会、女子短期大学総務管理課)		
これからの展開	多様な交流機会の創出により、日本人市民と外国人市民の相互理解を促すよう取組を進めます。		

2-7 災害等非常時における安心の確保

本市は、岐阜市災害時多言語支援センターの設置について、（公財）岐阜市国際交流協会と協定を締結し、定期的に訓練を実施するなどして災害発生に備えています。

また、119番通報のような災害以外の非常時においても、多言語対応により外国人市民を支援する体制を整備しています。

＜主な取組＞

① 外国人市民への防災意識の啓発		推進区分	継続
		所管部署	国際課、関係各課
現 状	外国人市民のなかには地震等の災害を経験したことがない人もいます。災害時の被害を最小限に留めるため、また、災害時の混乱を防ぐため、平時から災害や防災対策について知る機会を提供することが必要です。		
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none">岐阜市総合防災安心読本アプリ(外国語版)の提供 (都市防災政策課)「防災フェア」等イベントにおける外国人向け啓発事業 (都市防災政策課、防災対策課、国際課)外国人のための防災事業 (国際課 (委託))		
これからの展開	外国人市民を対象に災害や防災対策について学ぶ講座を実施するなど、外国人市民への防災意識の啓発に努めます。		

② 災害等非常時の支援体制の整備		推進区分	継続
		所管部署	国際課、関係各課
現 状	災害発生時には、岐阜市災害時多言語支援センターが県と連携して外国人の支援を行う体制を整えています。一方、センターの認知度は低いことが課題となっています。外国人市民が必要な時に助けを求めるができるよう、平時からセンターについて広く周知する必要があります。		
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none">「健康状態チェックカード」等 (多言語) の活用 (都市防災政策課)避難所設営訓練 (都市防災政策課、防災対策課)外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ「Safety tips」の周知、災害時多言語支援センター設置訓練 (国際課)災害時における外国人支援講座 (国際課 (委託))災害時の多言語FMラジオ放送 (都市防災政策課、国際課)救急活動時の多言語対応 (救急課)119番通報の多言語対応 (指令課)		
これからの展開	災害時ボランティアの養成、関係機関と連携した訓練実施等により、災害発生時の外国人市民の支援体制を整備します。また、外国人が転入手続きをする際にチラシを配布するなど、岐阜市災害時多言語支援センターの周知に積極的に取り組みます。		

▶重点目標 <つくる>

多様性を生かした活気に満ちたまちづくり



3 日本人市民と外国人市民がともに担い手となる地域社会の構築

3-1 交流・学び・活動する場の充実

多文化共生社会を実現するためには、日本人市民と外国人市民が交流をするなかで異文化理解を深めることが非常に重要です。本市では、国際交流・多文化共生の拠点として設置している、みんなの森 ぎふメディアコスモス内の「多文化交流プラザ」を中心に、日本人市民と外国人市民が交流・学び・活動する場を提供しています。

＜主な取組＞

① 多文化交流プラザを中心とした 多文化交流の場所づくり		推進区分	継続
現 状	所管部署	国際課	
外国人スタッフが自国の文化を紹介するイベントや様々な国籍の人が日本語や英語で会話を楽しむイベントなど、日本人市民と外国人市民が交流し、相互の異文化理解を促進するイベントを実施するほか、国際交流や多文化共生に関わる団体の活動場所としてワイワイサークルの貸出を行っています。一方で、多文化交流プラザの周知に課題があります。			
これまでの取組	・多文化交流「場所づくり」事業、 「多文化交流フェスタ in メディコス」の開催（国際課（委託））		
これからの展開	多文化交流イベントの内容の充実を図るとともに、チラシの作成・配布等により多文化交流プラザの周知に努め、より多くの日本人市民や外国人市民が多様な文化交流を行うことができる場所づくりを目指します。		

3-2 多文化共生を推進する人材・組織の育成

市全体で多文化共生を推進するためには、行政の取組だけでなく、地域における多文化共生の推進が必要不可欠です。そのため、本市では（公財）岐阜市国際交流協会ボランティア登録制度や多文化共生人材バンクの活用により、多文化共生を推進する人材・組織の育成を図るとともに、多文化共生の推進に意欲や能力のある人材の活躍機会を創出し、市全体の多文化共生をよりいっそう推進します。

＜主な取組＞

① 多文化共生ボランティアの養成		推進区分	継続
		所管部署	国際課
現 状	国際交流や多文化共生の活動を行うボランティアの登録を受け付けており、「日本語学習支援」「通訳・翻訳」「文化紹介」「ホームステイ・ホームビジット」「企画・運営」「災害時支援」の6分野で活躍機会の提供を行っています。また、ボランティア養成講座を実施しています。		
これまでの取組	・ボランティア活躍・日本語教育人材育成事業（国際課（委託）） ・ボランティア登録制度（岐阜市国際交流協会）		
これからの展開	ボランティア養成講座の実施や活躍機会の提供により、多文化共生を推進する人材・組織を育成し、市全体の多文化共生の推進を図ります。		

② 多文化共生人材バンクの活用		推進区分	継続
		所管部署	国際課
現 状	市内で活躍する外国人市民や多文化共生を推進する日本人市民を「多文化共生人材バンク」に登録し、企業、学校など関係機関の求めにより、人材を派遣することで、多文化共生の地域づくりを行っています。		
これまでの取組	・多文化共生人材バンク活用（国際課（委託））		
これからの展開	人材バンクの周知に努めるとともに活用を呼びかけることで、多文化共生の地域づくりをよりいっそう推進します。		

3-3 地域に根差した多文化共生の推進と外国人市民の社会参画の促進

本市においても、外国人住民の増加が予想されるなか、日本人市民と外国人市民がともにまちづくりの担い手となるような多様性と包摂性のある地域社会の構築が期待されています。モデル地区の取組をはじめとし、地域において日本人市民と外国人市民がつながり、助け合う関係を構築できるよう環境を整備します。また、こうした交流のなかで、多様な背景をもつ外国人市民と連携した地域の活性化を図ります。

＜主な取組＞

★重点事業		推進区分	新規
① 多文化共生モデル地区の設置		所管部署	国際課
現 状	日本人市民と外国人市民がともにまちづくりの担い手となるような地域社会の構築が期待されるなか、日本人市民と外国人市民の交流希望はある一方で、きっかけがないために交流できないという課題があります。これまで地域における多文化共生の推進のため、「地域多文化共生推進員」を配置し、外国人市民の自治会加入や地域行事の参加を呼びかけるなど活動していただきましたが、地区全体に働きかけることが難しく、多文化共生を推進する団体等のサポートが必要とされています。		
これまでの取組	・「地域多文化共生推進員」の配置（国際課）		
これからの展開	多文化共生モデル地区を設置し、地区の自治会に地域多文化共生推進員を、日本語学校や外国人を雇用する企業等、外国人市民が多く所属する団体に地域多文化共生センターを配置します。地域多文化共生推進員、地域多文化共生センター、岐阜市国際課連携のもと日本人市民と外国人市民の交流機会を創出し、地域における多文化共生を推進します。		

② 外国人市民への自治会加入の促進		推進区分	継続
		所管部署	市民活動交流センター
現 状	多言語チラシを活用し、外国人市民に自治会加入を呼びかけていますが、外国人市民の自治会加入率はあまり高くありません。		
これまでの取組	・外国人市民への自治会加入促進チラシの配布（市民活動交流センター）		
これからの展開	啓発方法を検討のうえ、引き続き自治会加入の呼びかけを行います。		

3-4 多文化共生の理解促進

外国人市民が地域社会を構成する一員として受け入れられ、安心して生活するため、外国人との交流や啓発事業を通して、受け入れる側の日本人市民に対する多文化共生の理解促進を図ります。

＜主な取組＞

① 様々な分野における外国人との交流機会の創出		推進区分	継続
		所管部署	関係各課
現 状	様々な分野の国際交流における外国人との交流が、多文化共生の理解促進につながっています。		
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none">・フロリダ大学学術交流事業、日中学術交流事業、三大学連携学術シンポジウム（薬科大学庶務会計課）・海外研修、学術交流（岐阜商業高等学校）・外国語指導助手（ALT）派遣事業、オンライン英語リッスンデイ（学校指導課）・岐阜市青少年国際教育夢プロジェクト事業、中国・杭州市との青少年交流（社会・青少年教育課）・友好姉妹都市との交流（国際課）		
これからの展開	様々な分野での国際交流を通してグローバル人材を育成するとともに、多文化共生の理解促進を図ります。		

② 多文化共生について理解を深める取組		推進区分	継続
		所管部署	関係各課
現 状	外国人市民が安心して生活するためには、受入側の日本人市民が外国人の人権や文化・慣習を尊重するなど、多文化共生について理解を深めることが重要です。		
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none">・平和の鐘事業の推進（男女共生・生涯学習推進課）・人権啓発資料の活用（人権啓発センター）・多文化共生のための書架展示（図書館）・外国文化理解講座、国際理解出前講座、国際理解啓発事業（岐阜市国際交流協会）・学校給食での世界の料理の紹介（学校給食課）・岐阜市多文化共生シンボルマーク普及・多文化交流フェスタ、国際交流月間の実施（国際課）		
これからの展開	各種講座や啓発事業を通して、多文化共生の理解を深める機会を提供し、外国人市民が安心して暮らすことができる環境づくりを推進します。		

3-5 外国人市民の意見の反映

岐阜市多文化共生推進会議において、日本人市民と外国人市民が多文化共生について協議する場を設けるほか、外国人市民を対象としたアンケート調査の実施等により、多文化共生の施策に対する外国人市民の意見を聴取することで、多文化共生施策をより実態に即した効果的なものとします。

＜主な取組＞

① 岐阜市多文化共生推進会議の設置		推進区分	継続
		所管部署	国際課
現 状	日本人市民と外国人市民の委員により構成される岐阜市多文化共生推進会議において、多文化共生について協議する場を設けています。		
これまでの取組	・岐阜市多文化共生推進会議の開催（国際課）		
これからの展開	外国人市民と日本人市民の相互の観点から多文化共生についての協議を行うことで、様々な立場の多様な意見を聴取し、施策に反映させます。		

② 外国人市民の意見聴取		推進区分	継続
		所管部署	関係各課
現 状	外国人市民の意見が市政に反映されるよう、外国人市民を対象としたアンケート調査の実施等により意見聴取の機会を設けています。		
これまでの取組	・外国人市民の意見聴取事業（国際課（委託）） ・計画策定にかかる外国人市民へのアンケート調査（国際課） ・外国人の視点によるシティプロモーションの促進（広報広聴課）		
これからの展開	外国人市民を対象とした多言語のアンケート調査等により、外国人市民の意見を広く聴取し、多文化共生施策をより効果的なものとします。		

4 数値目標

目標項目		直近値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
1	「やさしい日本語」講座受講者数	511人 (令和6年度見込み)	600人
2	岐阜市外国人向け生活情報ホームページのアクセス数	2,706件 (令和5年度実績)	7,500件
3	岐阜市災害時多言語支援センターの認知度	14.9% (※1)	30%
4	(公財)岐阜市国際交流協会SNSフォロワー数	1,364人 (令和6年11月20日現在)	3,000人
5	(公財)岐阜市国際交流協会ボランティア登録者数	111人 (令和6年11月21日現在)	350人
6	身边に日本人と外国人との交流はあると感じる人の割合	14.8% (※2)	30%

※1 外国人市民へのアンケート調査（令和5年10月25日～11月30日実施）より

※2 令和6年度市民意識調査（令和6年5月13日～6月3日実施）より

第5章 計画の推進

1 岐阜市多文化共生推進会議の設置

本市では、令和3(2021)年3月に、日本人市民と外国人市民が多文化共生に関する事項について協議する場として、岐阜市多文化共生推進会議を設置しました。会議は学識経験者、外国人で構成するコミュニティ団体が推薦する者、多文化共生活動に関わる団体等が推薦する者などの委員で構成されており、本計画の推進のための多文化共生施策について様々な立場から意見を伺うことで、より効果的な取組について検討します。

2 外国人市民の意見聴取

岐阜市多文化共生推進会議での意見聴取に加え、定期的かつ継続的に外国人市民に対してアンケート調査を実施するなどして、広く外国人市民の生活の実態を調査することで、現状把握に努めるとともに、必要とされている支援の充実を図ります。

また、多文化共生施策についての意見を聴取することで、現在の取組の有効性を測るほか、今後の取組に意見内容を反映させるなどして、より実態に即した効果的な取組の実施につなげます。

3 庁内推進体制

本計画を推進するために、庁内各課の取組内容について、毎年度アクションプランを策定し、支援内容や達成度を確認し、評価するとともに、必要に応じて取組の見直しを行います。

また、各部に多文化共生推進リーダーを設置し、庁内関係部や部内各課の連携・調整の役割を担うことで、多文化共生の推進にかかる横断的な支援体制の構築を図ります。

あわせて、職員に対して、本市における外国人市民の支援体制等について情報共有を行うほか、外国人市民の支援に関する研修・講座を実施するなど、全庁的な多文化共生の推進に取り組みます。

資 料

計画策定の経過

年月日	内容
令和 5 年 10 月 13 日～27 日	岐阜市市政モニター「ぎふ CITY ウオッチャーズ」
令和 5 年 10 月 25 日～ 11 月 30 日	外国人市民へのアンケート調査
令和 5 年 12 月 5 日～24 日	令和 5 年度第 1 回外国人市民意見反映事業
令和 6 年 2 月 16 日	令和 5 年度第 3 回岐阜市多文化共生推進会議 外国人市民へのアンケート調査の結果について
令和 6 年 5 月 17 日～ 6 月 2 日	日本語ボランティア教室に対するヒアリング調査
令和 6 年 5 月 28 日	岐阜市立女子短期大学学生からの意見聴取
令和 6 年 7 月 24 日	令和 6 年度第 1 回岐阜市多文化共生推進会議 岐阜市多文化共生推進基本計画－たぶんかマスター プラン 2025～2029－骨子（案）の審議
令和 6 年 8 月 21 日～ 9 月 5 日	日本語学校に対するヒアリング調査
令和 6 年 10 月 17 日～ 11 月 5 日	自治会連合会に対するヒアリング調査
令和 6 年 11 月 13 日	令和 6 年度第 2 回岐阜市多文化共生推進会議 岐阜市多文化共生推進基本計画－たぶんかマスター プラン 2025～2029－（案）の審議
令和 6 年 12 月 13 日～ 令和 7 年 1 月 14 日	パブリックコメントの実施
令和 7 年 2 月 17 日	令和 6 年度第 3 回岐阜市多文化共生推進会議 岐阜市多文化共生推進基本計画－たぶんかマスター プラン 2025～2029－（案）の審議

岐阜市多文化共生推進会議規則

令和3年3月30日
規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、岐阜市附属機関設置条例（平成25年岐阜市条例第7号）第3条の規定に基づき、岐阜市多文化共生推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 推進会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 外国人で構成するコミュニティ団体が推薦する者
- (3) 多文化共生活動に関わる団体等が推薦する者
- (4) 公募に応じた者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、推進会議の会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求める、その意見

を聞くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、ぎふ魅力づくり推進部国際課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、推進会議が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

多文化共生推進リーダー設置要領

決 裁 平成27年6月1日

決 裁 平成28年5月16日

決 裁 平成31年3月29日

決 裁 令和3年3月25日

(設置)

第1条 岐阜市の多文化共生推進に関して、庁内関係部の連携及び調整を図り、横断的な検討を行う役割を担うことを目的として、多文化共生推進リーダーを設置する。

(所掌事務)

第2条 多文化共生推進リーダーは次の事務を所掌する。

- (1) 部内における多文化共生推進意識の共有化に関すること。
- (2) 部内における多文化共生推進に関する調整及び取りまとめに関すること。
- (3) 部内における多文化共生推進事業の支援、育成及び関係部局との連携に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本市の多文化共生推進に関すること。

(選任方法)

第3条 多文化共生推進リーダーは、別表に掲げる課の所属長が所属職員のうち1人を指名する。

(任期)

第4条 多文化共生推進リーダーの任期は、選任された年度の年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

2 多文化共生推進リーダーがその在任中に人事異動等により現所属部を離れる場合は、前条の選任方法により後任者を指名する。

(事務局)

第5条 多文化共生推進リーダーに関する事務を所管する事務局は、ぎふ魅力づくり推進部国際課に置く。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、多文化共生推進リーダーの業務運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3年3月25日から施行する。

別表（第3条関係）

企画部総合政策課 市長公室秘書課 財政部財政課 財政部税制課 行政部行政課 ぎふ魅力づくり推進部ぎふ魅力づくり推進政策課 経済部経済政策課
市民生活部市民生活政策課 福祉部福祉政策課 子ども未来部子ども政策課
保健衛生部保健衛生政策課 市民病院事務局病院政策課 環境部環境政策課
都市防災部都市防災政策課 消防本部消防総務課 まちづくり推進部まちづくり推進政策課 都市建設部都市建設政策課 基盤整備部基盤整備政策課 上下水道事業部上下水道事業政策課 市民協働推進部市民協働推進政策課 薬科大学事務局庶務会計課 女子短期大学事務局総務管理課 教育委員会事務局教育政策課

岐阜市多文化共生推進基本計画
-たぶんかマスタートップラン2025~2029-

令和7（2025）年 月

発行 岐阜市

編集 ぎふ魅力づくり推進部国際課

〒500-8701

岐阜市司町40番地1

TEL 058-214-6125

FAX 058-214-2224